

平成18年第1回佐渡市議会定例会会議録（第3号）

平成18年3月7日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成18年3月7日（火）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	白杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	欠員	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	欠員
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
32番	名畑清一君	33番	志和正敏君
34番	金山教勇君	35番	白木善祥君
36番	渡邊庚二君	37番	佐藤孝君
38番	金光英晴君	39番	葛西博之君
40番	猪股文彦君	41番	川上龍一君
42番	本間千佳子君	43番	大場慶親君
44番	金子克己君	45番	本間武雄君
46番	根岸勇雄君	47番	牧野秀夫君
48番	近藤和義君	49番	熊谷実君
50番	本間勇作君	51番	祝優雄君

52番	兵 庫	稔 君	53番	梅 澤	雅 廣 君
54番	竹 内	道 廣 君	55番	渡 部	幹 雄 君
56番	大 澤	祐 治 郎 君	57番	肥 田	利 夫 君
58番	加 賀	博 昭 君	59番	岩 野	一 則 君
60番	浜 口	鶴 藏 君			

欠席議員（1名）

31番	高 野	正 道 君
-----	-----	-------

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 野	宏 一 郎 君	助 役	大 竹	幸 一 君
助 役	親 松	東 一 君	総務課長	齋 藤	英 夫 君
財政課長	浅 井	賀 康 君	市民課長	青 木	典 茂 君
企画情報課長	中 川	義 弘 君	社会福祉課長	熊 谷	英 男 君
環境保健課長	大 川	剛 史 君	医療課長	木 村	和 彦 君
農林水産課長	児 玉	剛 君	観光商工課長	市 川	求 君
建設課長	佐 藤	一 富 君	水道課長	田 畑	孝 雄 君
会計課長	粕 谷	達 男 君	選挙・監査事務局長	菊 地	賢 一 君
農業委員会会長	永 井	忠 昭 君	農業委員会事務局局長	渡 辺	兵 三 郎 君
教 育 長	石 瀬	佳 弘 君	教育委員長	豊 原	久 夫 君
教育委員会学校教育課長	鹿 野	一 雄 君	教育委員会生涯学習課長	坂 本	孝 明 君
選挙管理委員会委員長	林	千 隆 君	代監査委員	清 水	一 次 君
消 防 長	加 藤	侑 作 君	両津支所長	末 武	正 義 君
相川支所長	大 平	三 夫 君	佐和支所長	清 水	紀 治 君
新穂支所長	斎 藤	正 君	畑野支所長	荒	芳 信 君
真野支所長	山 本	真 澄 君	小木支所長	斉 藤	博 生 君
羽茂支所長	古 田	英 明 君	赤泊支所長	渡 辺	邦 生 君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木	均 君	事務局次長	山 田	富 巳 夫 君
議事係長	中 川	雅 史 君	議事係	松 塚	洋 樹 君

午前10時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員56名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

3月3日、総務文教常任委員会において、羽入高行君の辞職に伴い、委員会条例第9条第2項の規定により、大桃一浩君が副委員長に互選されておりますので、ご報告いたします。

日程第1 一般質問

○議長（浜口鶴蔵君） これより一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔をお願いいたします。

加賀博昭君の一般質問を許します。

加賀博昭君。

〔58番 加賀博昭君登壇〕

○58番（加賀博昭君） おはようございます。テレビをごらんの皆さん、3カ月ぶりでございます。いつも私の一般質問を楽しみにしているとお電話をくださる皆さん方、加賀の質問を見たいので、無理して佐渡テレビを入れたと、こういう方々に感謝しながら、皆さん方の期待を裏切らない質問ができるよう、きょうも45分いっぱいを使いまして頑張ってみたいと思います。特にきょうの質問では、議員が間違っただけの資料を使って質問したことが善良な市民の名誉を傷つけ、市民から間違いを指摘されても「ごめんなさい」の一言が言えない傲慢な議員の政治姿勢について警鐘を鳴らしながら、被害を受けている方のために真実を明らかにしてあげたいと思います。

さて、第1の質問は、去る12月議会を傍聴された方から、市長、助役の出張を旅行と言っていました、議員の行政視察も旅行というのですかという市議会に対する質問についてであります。これは私の一般質問に対して、祝議員が議事進行という動議を出して、私の発言を不適切ではないかと発言したことから関心を持たれたものと思いますが、これは祝議員の指摘が誤りで、この議場におられる皆さんには加賀資料ナンバー1というところでお示しをしておるとおり、行政用語を定めた条例第2条に、出張であれ何であれ、旅費が伴う外出は全部旅行と定めておりますが、市長の口から市民に旅費に関する条例第2条の用語の定義を説明してあげていただきたいと思います。

この際皆さん方に紹介しておきますが、一般質問は質問する議員と市長の間のやりとりですから、ほかの議員がよほどのことがない限り、あれこれ言うてはならないのでございますが、祝議員は失礼千万にも私の発言に難癖をつけてきましたが、議会が調べた結果、加賀の発言が正しいということになりました。こんなときは普通、「済まなかった。ごめんなさい」と、これが常識なのです。祝君は、いまだに私にこの言葉を吐いてはけません。まことに高慢ちきな政治姿勢でありまして、このような人は政治家にはふさわしくないと思います。

市長には、ある保育園の卒園式の保母さんが園児に贈った言葉を差し上げてありますが、それには「ご卒園おめでとうございます。元気にお返事をする。ありがとう、ごめんなさいを言うことはとても大切なことです。学校へ行っても忘れないでね」と教えておるわけです。まさに幼児期の人間形成の教育であります。それが身につけていないと、大人になっても常識が育たないということでございます。

少し余談を申し上げましたが、祝議員が17年3月10日に一般質問でごみ収集委託に関する質問を行っておりますが、このときに使ったと思われる資料が加賀資料の2でございます。これなのです。この存在を立証するものが加賀資料の8、議事録であります。読んでみましょう。51番、祝優雄議員。「ごみ収集でちょっと聞かせていただきたいのは、この委託経費の中で減価償却がないところが親和興業さんと真野清掃さんと」、これはタカツバキと読むのでしょうか、「高橋さんというのがありますよね。そしてまた、この親和興業さんは市が買い与えておるといふこと、市が車を無償貸与しておるといふことになりますか。どうなのですか」、こう発言しておりますが、そこで加賀資料の2を見てください。親和興業の備考欄には(市が貸与)となっております。そして、真野清掃と高橋さんは減価償却なしとなっております。これで祝君の質問と一致するわけでありませぬ。

そこで、加賀資料のナンバー3を見てください。平成9年8月からそれまでばらばらになっておりましたごみ焼却が、両津と南部を除いて6町村のごみを佐渡広域市町村圏組合の佐渡クリーンセンターで焼却することになりました。これがそのときの写真です。その際、環境保全のため、今までのダンプカーは全部廃止して、全業者にパッカー車を買うことを義務づけました。その際、親和興業に広域圏がパッカー車を貸与した事実がありますか。そんなことは絶対にありません。私は、広域圏議会に平成7年10月からおりまして、ごみ問題の調査特別委員会の委員長でこの報告書をまとめた者です。これは、後刻厚生省と県へ提出されまして、この報告書が厚生省をして、佐渡の要求は全部のみます、この中間報告書を見ればわかりますと言われたものでございます。議事録の仲川環境保健課長の答弁を仮に認めるとして、仲川課長はこう言っておりますが、「市が貸与といひますのは旧広域圏といひますか、直営で行っておった時分の車を今引き続いて使用しておるといふことでございます」、この答弁を事実にして検証すれば親和興業は、加賀報告の加賀資料のナンバー4を見てください。これが新穂村と畑野町がごみを焼却した通称、新畑衛生組合のごみ焼却場であります。これがスタートしたのが昭和45年ころの話でございますから、仮に新穂村が車を買ひ与えたとしても、40年も前の車が今存在するはずはない。

加賀の資料ナンバー2はタイトルがございませぬ。つまり何のためにつくったのか資料作成の目的がありません。だれが何のために作成し、どのような経路を経て祝議員に渡ったものか行政が知らないとなれば、祝君がいかかわしい資料を手に入れ、善良な反論権を持たない市民を名指ししたことになります。それは、まさに今国会で問題になっておる永田議員がライブドアのホリエモンが武部幹事長の次男に3,000万円を送ったというにせメールで個人攻撃をしたことと軌を一にするもので、まさに名誉毀損事件であります。私が事実に基づいて内容を吟味すればするほど、この資料を真に受けて質問した祝君の責任は極めて重大であります。一体この資料は本物かにせものか、正直にお答えください。

次に、地方分権一括法、三位一体改革を踏まえた佐渡市の機構改革の弱点について質問します。最大の弱点は、理念と司令塔なき機構改革であります。地方分権時代といふのは、自分の知恵で行政をやれといふことなのです。自分の頭で政策を組み立てて強力に進めて地域を豊かにするといふことでもあります。

そこで、加賀資料の5を見ていただきたい。平成17年度に5年間の財政計画を見直したのに、その1年目の18年度の税収が計画より3億1,600万円減少しております。ことしは、税の申告で老年者控除50万円が廃止され、年金控除140万円は120万円になりました。それなら税がふえるはずなのに、市民税は1億1,600万円の減、固定資産税は1億9,500万円の減、さらに地方交付税は2億900万円ふえなければならぬ

いの、小泉合併市町村破壊内閣によって、逆に3億5,700万円減らされております。特に深刻なのは、市民税1億1,600万円の減で佐渡の活力が予想以上に沈下している証拠であります。そうすると、多くの議員は臨時の首を切れと叫ぶが、首を切ったら働く場のない佐渡はさらに沈下するということになります。政治家たる者、こんなときこそ腹に力を入れてしっかり政治に取り組まなければならない。そんなことしか言えない議員は60人なんか要らない。自分から身を切れ、こういう批判が市民から出てまいりますぞ。今大事なことは、市長は政策司令塔を確立して、おれについてこい、必ず佐渡を生き返らせると号令をかけるべきだが、その司令塔がない。司令塔がないとどうなるか、これから具体的に質問をします。

地域再生事業は、観光もこれに含まれるが、観光企画は今何を計画しておるのか。また、小木・直江津航路問題で市が急ぐべき課題があるはずですが、何だと思っていますか。

医療問題では、加賀資料のナンバー9を見てもらえばわかりますけれども、13あった2次医療圏は4月から7医療圏になります。佐渡市がこの時期行動を起こすべきことがあるはずだが、それは何と心得ておりますか。この質問には、恐らく地域医療計画策定委員会の条例出しておるから、その答申を待ってと答弁を用意しているのだらうと思いますが、その前に手を打たなければならぬ大事なことがあると私は思うのですが、おわかりですか、何であるか。

税制改革と老人福祉、医療、少子化対策、教育問題で共通することは、先ほど財政のところでも説明したとおり、佐渡の活力低下によって弱い部分がさらに被害を受けるわけだが、お年寄りの介護等の負担増、老人医療には、新たな負担が政府によって計画されている経済沈下で子供は生まれず、生活保護世帯はふえる、就学援助制度はふえる、それを直視して行政は政策を立てなければならないが、従来の縦割り行政を批判するのであれば独自の計画が必要である。そのためには政策司令塔が必要ではないのか。それには助役を中心に10名くらいの政策対策室が要るのだが、機構図にはそれがない。私が助役2人制を提案したのはそのためであります。それを1人で済む助役の仕事は2人で分けて、市長と3人して出張という名の旅行をして内政を顧みない、これでは佐渡市はずぶいきてございます。直ちに改めて機構改革を見直すべきであります。

アスベスト問題、官民境界に争いのある都市計画問題解決にも、この調整機能を持つ総合政策対策室は不可欠だということを指摘して、2回目以降、離島漁業再生事業で佐渡の産物が宮城県で付加価値をつけて売り出されていることなど紹介して、さらに具体的にしていきたいと思います。

以上申し上げまして、1回目の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、早速加賀議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

佐渡市職員の旅費に関する条例第2条にある旅行という用語につきましては、本来の居所を離れてよその土地に行くことは、これは旅行だという認識であります。詳細、課長の方から説明させます。

それから、17年3月議会の一般質問で、ごみ収集運搬業務を行っている事業者の車両について市が車を貸与をしているとの質問がありました。これに対しまして当時の担当課長は、市が貸与というのは広域市

町村圏組合が直営で収集をしていたころの車を引き継いで使用していると答弁しましたが、実際には広域市町村圏組合からの車両を引き継いでおりません。また、貸与の事実もありませんことを申し上げます。詳細、総務課長に説明させます。

それから、資料につきまして、この資料というのは祝議員が質問に使った資料ということの認識のもとでございますが、これにつきましては平成17年度の予算編成作業に向けてごみの収集運搬業務を委託している業者からとった見積書を両津支所において16年12月ごろに一覧表として取りまとめたというふうに聞いております。この資料が渡った経過は不明であります。所管の環境保健課から出たものだと考えております。そういう意味で、資料内容につきましては本物だというふうに思います。

それから、先ほども申し上げましたが、運搬車両等の貸与等の事実はありませんので、これを確認しておきます。

それから、地方分権一括法の司令塔の有無、総合調整機能の問題にも言及されたというふうに思います。今回部長制の問題につきまして、前の議会でもいろいろお話がありました。議員がおっしゃっておるように、佐渡市の今までの制度が大幅に変わることによりまして、専門特化をした課長がふえるということ、一つの司令塔のもとに筋が通った決断をするためには、それぞれの課を取りまとめる部長制が必要だと。かつまた総合政策能力を発揮するのに、議員はそれを総合政策策定の一つの部署をつくるべきだというお話があったのですが、現在人的資源の精査あるいは佐渡市の規模等を考えまして、選ばれた部長に横断的にプロジェクトを構築させ、それを助役が統括するという形で政策の提案力を高めるといのが本市にとっては非常に大事だというふうに考えておりますので、そのようにさせていただきたいというふうに考えております。

それから、おっしゃるとおり、こういうふうな財政力が非常に厳しい中で大きく変動する、我々が当時想定していた内容からがらっと変わるような時代には、ぜひ柔軟、かつまたその時代時代に合わせた政策を決定するという仕組みがあることは言うまでもございません。そういう意味で、これからは18年度から導入する行政評価制度等を導入しながら速やかに時代に対応できるような仕組みづくりをしていきたいというふうに考えております。

地域再生事業にも言及されました。地域再生事業につきましては、何度も議論されておりますが、包括的、かつまた魅力的、佐渡に特色のある仕組みを特に循環型社会形成という一つの観点から本年度大きな提案をしていきたいというふうに考えております。

それから、2次医療圏についてのご説明がありました。あらかじめ私が答弁する内容までおっしゃっていただきまして、非常にありがとうございます。おっしゃるとおり、これからの医療について佐渡全体を俯瞰して、我々が求める医療制度についての市議会意見を答申を受けてスタートしたいというふうに考えております。

その他おっしゃられた福祉や少子化対策、教育問題について非常に山積された問題がありますけれども、あるいはアスベスト対策と都市計画、おっしゃられたとおりでございます。今度4月からの組織改定の中で、その部長制の中でぜひ諸問題に対応できる仕組みづくりを続けていきたいというふうに考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

それから、当初にご質問された内容につきまして、一言申し上げたいというふうに思います。特に議員

がおっしゃられました、一番最初に質問がありました資料の問題でございましたが、市が事実と異なる資料を作成し、それがこの問題について一般質問がされた。この事業者に対して重大な誤解を所有させるような結果になったことから、この事業者が質問者に対して非常に大きな痛みを受けているということを認識しております。この結果として事業者の方々に大変なご迷惑をおかけする、またそれを使って質問された議員に対しても深くおわびし、ご迷惑をおかけしたことを改めておわびする次第でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

加賀議員の方から初めに質問のありました旅行という概念についてのお答えであります。このことにつきましては、先ほど市長がお答えしたとおりであります。私ども条例の中での出張という定義についてお答えをしたいと思います。この佐渡市職員の旅費に関する条例第2条で用語の定義を定めておるわけですが、出張とは、職員が公務のため、一時その在勤庁を離れて旅行することをいうという規定になっております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今ただいま加賀議員からご質問の中で、この表につきまして、市が作成したものでこれがどういう目的だったかということでございますが、これにつきましては先ほど市長がご答弁申し上げましたとおり、17年度のごみ収集運搬委託の予算編成に当たりまして、各支所でそれぞれ管内の委託事業者の方から見積書を取りました。それを両津支所で一覧表にして作成したというものでございまして、これは市が作成したという資料でございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

地域再生ということだと思っておりますが、これは加賀議員、いつも言われておるとおり、ご指摘のとおりでございます。地域再生というのは、地域が自ら考えて地域の活性化を図るといのは地域再生の一番大きな目標でございます。これに対して佐渡市がどういった方向へ進んでいくのかということでございますが、ことしの18年度でございますが、佐渡市地域再生研究会というのを発足したいというつもりでございます。これに基づいて、この佐渡市において地域再生を図っていきたいということでございますが、地域再生というのは大変今大きな課題でございます。これ内閣府がやっているという仕事でございますので、この仕事に対して交付金をくれるということなのですが、これは一つ言えば、一番大きな話をすれば、佐渡市はエコアイランドという構想を持っております。それに向かっていろいろ、我々のところでいいますと、各課の方でそれに対してどういった仕事ができるのか、それを包括するのが地域再生ということになりますので、今後この研究会のもとに進めていきたいというつもりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） お答えいたします。

先ほど宮城県での事象のことにつきまして、実地には私としては検証してございませんが、離島漁業再

生事業の面でお答えさせていただきますれば、17年から21年までの5カ年にわたりまして、漁場の生産力の向上に関する取り組み、あるいは創意工夫を生かした新たな取り組みということで組んでいただいております。その中で展開していきたいと思っておりますが、ただいまのお尋ねの具体的な宮城県での事象については承知しておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 木村医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

今加賀議員ご質問の県の2次医療圏の見直しにつきましては、18年度からスタートするわけですが、現行の13圏域を7圏域に見直すということで、7圏域のうち佐渡は従前どおり入っております。この答申につきましては、平成17年の12月28日に新潟県医療審議会から知事が答申を受けております。先ほど加賀議員が答弁の内容までおっしゃっていただきましたが、加賀議員の質問の中にありました、その前に何か急ぐ課題があるということなのですが、私自身の考えでは病院事業を市長直結の組織にせえということだと考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えいたします。

地域再生と観光企画でありますけれども、地域再生というのは多くの方が来ていただくというのが主な地域再生のねらいだと思います。観光については、その多くの方が来てくれるためにどういう企画をするかというのを18年度に考えておまして、例えば3市が今度海で結ばれますので、それについて修学旅行等で来てもらいたいというふうなことを今企画しております。そのようなことで、多くの方が来ていただくことにより、地域の活性化も生まれるものと考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） まず、第1のにせものか本物か。市がつくったのが平成17年のごみ収集委託業者の委託金額を定めるために各支所でやったと。こういうことですね。

それでは、聞きますが、この17年度の両津清掃組合の数字はこれで間違いございませんか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

ただいまのご質問で両津市清掃組合、現在の佐渡市清掃組合でございますが、これの17年度委託料についてこの表で委託されたかというご質問かと思いますが、17年度の実際の委託料につきましてはこの金額ではございません。

以上でございます。

○58番（加賀博昭君） 数字を言わなくてはわからぬだろう。

○環境保健課長（大川剛史君） 実際の委託金額は、118,563、1億1,856万3,000円というふうに思料しております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ほかの数字が合っているのにどうして両津だけ違うのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

詳細につきまして承知しておりませんが、この佐渡市、両津市清掃組合の値上げと申しますか、16年に比較しましての上がり方が比較的大きいということで調整させていただいたものかというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） あなた、各支所が出したのをあなたはまとめたのでしょうか。まとめた数字が違っておるということはどういうことなのですか。

もう一つ聞きます。この資料は、何のためにつくったのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今ほどの総額という数字についてでございますが、これにつきましては見積額をまとめたものでございまして、実際の委託額を記載したものではありません。

ただ、両津市清掃組合以外は、ほぼこの額で委託をさせていただいているというものでございます。

この目的というのですが、両津支所におきまして一覧にまとめたというものでございまして、そういうことでこの資料を作成したということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） この資料は、あなたの説明と違うでしょう。この資料を見てください。下に何でこんな計算式があるの。佐渡のまず平均値を出して、それから両津清掃のを比べて、1台当たり251万1,000円、両津は少ないと書いてある。この資料は、皆さんから見積もりをとってまとめたものではないでしょう。どうなのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

見積書を取りまして、総額、保有台数、人員、給与、こういうものを見積書の中に積算の根拠として書いてあるわけでございますが、それをもとに1台当たりの経費というものをこの市の方で割り返して数字をはじいて試算してみたというものでございまして、これは見積書に基づいて市が作成したという資料でございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 最初の見積もりで両津清掃は佐渡の平均よりも1台につき251万1,000円少なくなっておるというのに、どうして両津清掃の金額は下がるのですか。いいかげんな答弁は、絶対きょうは許しませんよ。しっかり答弁なさいよ。いいかげんな質問は、きょうはやらないんだから、私は。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

これは17年度の予算に当たりまして作成した資料でございますけれども、見積書をいただいたものの中で市で査定をさせていただきまして、その中で両津市清掃組合につきましては減額を調整させていただき

まして、委託をさせていただいたというふうに聞いております。

以上でございます。

○58番（加賀博昭君） ちょっと私の言うておることをちゃんと答えなさいよ。ここに計算式があるではないですか。絶対今の答弁だめ。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君、質問を続けてください。

○58番（加賀博昭君） 冗談ではない。私の聞いておることに答えていない。もう一回言いましょうか、議長。言いましょうか。そのかわりもう一回質問したときに正確に答えなかつたら、承知しませんよ。

いいですか。皆さんからとって、そして委託料を決定したというのに両津の方は安いという答えが出ておるのですね、この資料だと。にもかかわらず両津市の清掃組合ののを下げたという理由は何だと聞いておるのです。助役はわかるの。どうぞ。担当課長がわからんで、助役がわかるか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

この作成された資料につきましては、先ほど担当課長が答えておりますように、17年度の委託契約を締結する資料作成のために当時両津支所が作成したわけですが、この両津支所が両津市清掃組合の委託金額がさまざまな状況に基づいて、他の組合よりも低いもので、それを引き上げるようにという要望資料をつくったというものでございまして、実際はそれを契約締結に当たりましては、これは要望であって、さまざまな状況を勘案をいたしまして、委託契約はこの額を下回ったというのが実際でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは聞くが、ではこの間違っただ、何もかも間違いですよ、これは。例えば車貸与したなんていうのは、そんなのは何でそんなところ備考欄に入れるのだよという意見がありますが、では私が、大川課長よく聞いておいてください。私は、あなたのところへ資料をもらいに行っても、必要なところばつと見せてもらってあなたにお返ししておるでしょう。後でこの資料を何かに使われてはならぬと言われてはならぬから。どうしてこんな資料が祝君だけに渡るの。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

この資料が祝議員に渡された経過でございますが、実は私の方でも当時の担当者と確認をしてみましたけれども、詳細については不明でございます。

ただ、いろんな状況を見ますと環境保健課から出たものではないのかということでご答弁させていただきましたけれども、詳細については申しわけございませんが、不明でございました。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、市民が怒って名誉毀損事件で訴えようかという事件に発展しそうになっておる事件なのです。そんないいかげんな答弁では、では両津のだれがつくって、だれが祝君に渡したのかちゃんと市長、答弁してください。簡単には済まされないよ。わからなかつたら祝君に聞いてくださいよ、本人に。そうでなければ、百条委員会を発動するぞ。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

当時予算要求資料で作成されたことまでは承知はできるのですが、この資料がどういう経過で祝議員に渡ったかはわかりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私は、この質問はしたくなかった。したくはなかったが、あなたがそういう答弁をするのだと、私が言わなければならぬ。あなたは2月9日10時、どこへ出張しましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

私、2月9日は県庁に出張いたしておりました。2月9日につきましては、私2月9日の9時半から県の教育長、財務課長と会っておりまして、その後11時からは新潟交通本社に訪問しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） あなたが言わないということになれば私が言わなければならぬ。あなたは、某弁護士事務所におりませんでしたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

加賀議員、日の間違いを。

○58番（加賀博昭君） いいです。8日でいいです。

○助役（大竹幸一君） 8日は、ご指摘のとおり、10時に砂田弁護士さんに接見をいたしております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） わざと日付を間違えて書いておったというところとちょっとあれですが、あなたが言う前に私が8日ということをお願いしたから、知っておったのですね。あなたは、そのときにこの資料についてどう答えましたか。出どころについてですよ。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

この弁護士、砂田先生にお会いした経緯は、先ほど申し上げておりますように、当時の出た資料が私どもの市で作成した中身に誤りがあったということの事実について砂田弁護士にご説明に上がったということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そのときに、あなた、この資料はどのような経路でだれがつくったのですかと言われたときに、あなたはどうか答弁しましたか。だれがつくったのだということについて、あなたはどうか言ったのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

当時の会話については、その資料については、私が先ほど来ご説明しておりますように、17年度の予算要求資料で当時の両津支所の職員がつくったというところまでは申し上げてございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そのときあなたは一人でしたか。役所のだれかが同席していましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

これは私一人では細かい事実がなかなか、もし仮に質問されてもわからないものですから、大川課長を同行させております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） では、大川課長に聞きます。

これはだれがつくったか、裁判になったときには極めて重大だということであなたたちに求めたはずですが、そのときにどう答えましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

弁護士事務所に伺いまして、先ほど助役が申し上げましたとおり、この資料が間違っていたという事実についてお伝えいたしました。その際、今議員からのご質問でだれがつくったのかというご質問についてですが、これについては個人名を挙げてまではお答え申し上げてございませんので、またそういう問いかけも詳細にはございませんでした。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そうすると、個人名は明かされないと、こうっておるのです。弁護士は言いなさいと、こう言ったはずなのに、これに対して、うちへ帰って会議を開かなければ答えられないと言っていないませんか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

弁護士からそのようなご質問はございませんでしたし、私の記憶ではそのようなご質問はございませんでした。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 弁護士はあなたたちと関係ないのに、どうして弁護士はあなたたちを呼んだのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

私の方から弁護士の方にご説明に上がるということで調整をして弁護士と接見をさせていただきました。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） どうしてそういうことをしなければならなかったのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、当時私どもの予算要求資料でつくった資料が原因として事業者に対す

る祝議員の質問につながりまして、結果といたしまして、その作成された資料の誤りが原因で質問に及び、また事業者それぞれ迷惑をかけているということで、その資料についての訂正について、このような事実でございますということで弁護士に事情の説明を申し上げたということです。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 裁判用語でいうと訴外というのですよ。あなたに関係ないのです。関係ないところへどうしてのこのこ出かけていったの。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） やはりこの作成された誤った資料が原因で、それぞれ当時の一般質問で事業者に対してご迷惑がかかる原因になりましたし、その作成された誤った資料をもとに、質問された議員に対してもこれは極めて迷惑なことでありますので、そういった経緯について私の方としては、やはりこれは早く弁護士さんにわかっていただいて、それに対するいろいろとその弁護士を代理人とされる事業者に対して、その事実についてもわかっていただくように私の方の善意として出向いたというところがございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 弁護士は、あなたたちに別に何も話を聞かされるようなことない。この資料は、それではどこで明らかになったの。この資料は、本人も知らないのですよ。指摘された本人も知らない。この資料は、どうして私のところに手に入ったの。わかりますか。この資料なんかだれも持っておらないのですよ、祝君しか。それがどうしてわかったの、あなたたちに。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

この資料の存在がどういうふうにしてわかったかというご質問でございますが、これにつきましては市が17年度の予算編成作業の際に16年度においてつくりました表でございますので、この表につきましては私どもの方でも所持をしておりました。ですので、これについては私どもの方で持っていたということでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 住民は、この資料に基づいて文句を言うたのではないのですよ。加賀資料の8のこの議事録に基づいて住民は文句を言うたのですよ。この資料というのは、あなたたちの手で弁護士のところへ渡ったのではないの。どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

資料については、私どもの方から弁護士さんに差し上げてございません。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今助役がご答弁申し上げたとおり、私どもの方から弁護士さんにはこの資料は提示してございません。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そうすると、ますますおかしいのです。それでは、一体あなたたちは何を持って弁護士のところへ行ったの。何が、あなたたちは出張旅費まで使って弁護士のところへ行かなければならぬ事情が生じたの。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

繰り返し申し上げるようですが、資料の記載に誤りがあった事実をお伝えに上がったということでございます。その資料が当時少なくとも、弁護士は代理人でございますが、弁護士を立てられた事業者からそれぞれ私どもが弁護士さんというか、その依頼人の方を経由してもらったのだらうというふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そうすると、あなたたちが弁護士に資料が渡っていないのに、なぜ説明に行ったかと聞いておるのです。何をやっておるのだ、あなたたちは。言いたくないけれども。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

繰り返し答弁になって恐縮でございますが、資料の中の減価償却なし、市が貸与という事実がないという事実を説明に上がったということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） もっと言わなければならぬの。しょうがないな。これは、私の調査によると、業者は祝君にこの議事録に基づく発言は本物ではないと。つまり車貸与を受けておるといのはうそだということで3度にわたって郵便を出したと言われておる。

ところが、祝君は、先ほど私は「ごめんなさい」ということも言わない人だと、こういう表現をしたけれども、その3回の郵便を出したにもかかわらず返事がない。とうとう市民は名誉を回復するために弁護士のところへ名誉毀損事件として扱ってもらえるかと相談に行ったのでしょうか。そこへどうして、そのことを知っておるの、あなたたちは。どうですか。どうぞ。これは大事なところですよ、ここから先は。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

その事実は承知しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そうすると、この事件というのは祝君と、もう実名で言いましょう、親和興業さんとの争いなのでしょう。祝君に3回手紙を出したけれども、祝君の返事がないと。これは祝君から聞かないとわからないのですが、祝君からはどういう説明を受けて動いたのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げますが、そのような話は承っておりません。先ほど申し上げたように、弁護士を通じて依頼人の方からの話では承っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そうすると、あなたたちは弁護士のところへ行くまでその事情がわからなかったの

に、どうして弁護士のところへ行ったのですか。これは全く大事な、何やっておるのだということになるのですよ。市民が聞いておるのですよ、皆。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げますが、具体的には砂田弁護士に依頼をされた親和興業さんの方から私には情報としてお聞かせいただいております。その前にも、当時の質問書もございまして、その経過で私の方でわかったということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） あなたたちと祝君が同席しましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） 同席ということはどういう意味でしょうか。

○58番（加賀博昭君） 8日の日です。

○助役（大竹幸一君） 全く同席はいたしておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 堂々めぐりの質問はできぬよ。そうすると、いよいよあなたたちが砂田弁護士のところへ伺った目的がはっきりしない。これは祝君と親和興業がやっておる事件でしょう。そこへどうしてあなたたちがしゃしゃり出なければならぬ理由があるのですか。はっきり答えなさいよ。公費返せという話になるのですよ。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） 繰り返し申し上げますけれども、市の作成した、先ほど申し上げた資料に誤りがあることの実を申し上げに上がったということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 平成17年11月30日付で、大川課長がどこかへこの問題について文書を出していませんか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今11月30日付の文書についてのお問い合わせでございますが、これにつきましては17年10月28日付で、もう既にお名前が出ておりますが、親和興業さんから17年3月議会での質問に関しまして、当時の環境保健課長が答弁した内容についての質問書が提出されました。これに対しまして、今ほど議員のおっしゃられた17年11月30日付で環境保健課長名ということで回答を申し上げます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 大竹助役、聞きましたか。あなたたちが砂田弁護士のところへわざわざのこの説明に行く必要はない。公文書で回答が出ておる。弁護士は、とうの昔に承知しておる。そこへ何で行ったのですか。説明に行ったというが、文書が行っておるのです。説明必要なし。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

その際、11月30日付でお答えいたしましたものにつきましては、この作成した一覧表の所在というものについて特に言及していなかったわけですが、その後前任の課長等に確認しましたところ、この作成いたしました表の所在がわかりました。改めてこの内容を確認しましたところ、先ほど来お答え申し上げてございますが、親和興業さんの記載の中で間違いがあるということが判明いたしました。判明しまして、これにつきまして今回議員からもご指摘のとおり、親和興業さんが弁護士を代理人に立てられて、そういう謝罪等を求められているという経過をこちらの方で承知したものですから、これにつきまして、その原因となるものが市の作成した資料にあるということにつきまして、2月8日に助役に同行いたしまして、弁護士さんに事情、市が作成した資料がこういうものがあるという事実についてご説明しに参ったということでございます。

以上でございます。

- 議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。
- 58番（加賀博昭君） 弁護士が来いと言いましたか。
- 議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。
- 環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

それにつきましては、先ほど助役がご答弁申し上げましたとおり、作成した資料がそういう原因になっているのではないかとということで、こちらの方からその事情につきまして説明に上がったというだけでございます。

- 議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。
- 58番（加賀博昭君） どうしてもわからぬのが、どうして助役と担当課長と一緒にそんな説明に行かねばならぬのですか。

では、実に言にくいけれども、私言いますよ。あなたが、大竹助役が変な動きをしておるということをお察知して、「大竹さん、あんたこれ以上何かすると、これは祝君と業者の争いですよ」と。「あんたがそこへ変に首突っ込んだら、業者が弁護士に払った着手金、そんなのをみんなあんたが払って責任とるんですか。そんなことしちゃだめですよ」と言うたら、あなたは、「いやいや、私はそういうことはいたしません」と、こう言って警告を無視して、また弁護士のところへ行ったのでしょうか。そのあたりのあなたの何で行かなければならなかったのか、私の警告を無視してなぜ行かなければならなかったのか、はっきりしてください。

- 議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。
- 助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

先ほど来申し上げておりますとおり、市の作成した資料の訂正でございます。加賀議員のご指摘は、私が拝聴いたしました。その拝聴に基づいて、そのようなことはいたしておりません。

- 議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。
- 58番（加賀博昭君） 市長に今度は聞くよ。民間人と議員の争いに、あなたは何かせよと指示したの。
- 議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。
- 市長（高野宏一郎君） そういうことはしておりません。
- 議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 助役、大川課長、優秀な大川課長だけれども、2人とも新潟の方から来ておるので、私も少々言いにくいのですが、しかしこれは率直に聞くよ。私は、ある程度知っておるのです、裏を。祝君に頼まれて行ったのではないの。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

議員の依頼を受けたことはございません。

ただ、先ほど来加賀議員が何度もご指摘がございますが、私の方の資料訂正についてもいささか誤解を与えたようで、まことに申しわけありませんでした。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 当初予算なものですから、こんなことばかりやっておるわけにはいかぬのだ。しかし、あなた、市長よく聞いてくださいよ。市長は、そういう指示をしたことはないと言うのです。重大な問題なのです。

それでは、あなたたちは本日以降、この問題は祝君と業者の問題であるということで手を引きますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり、私の方はかかわりございませんので、手を引かせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは市長、あなたは知らないと言うのだから、それはあなたは知らなかった、そのとおりだ。しかし、あなたの知らないことと言っても、これは重大なことなのです。そこへ横から大竹助役だの大川課長が入って、さもこの事件を解決しなければならないのは、自分たちがやらなければならないのだといってしゃしゃり出て、さらにけんかを大きくしておる。

市長、大川課長も聞いてください。もし私が大竹助役、大川課長であれば、祝君がそんなこと頼みに来ても、「祝さん、これは仮に間違えた資料であっても、あんたが使うてやったのだから、あんた業者と率直にお話をするなり、手紙を出すなりして解決しなきゃならんじゃないですか。私どもが仲介の労をとるから、そうした方がいいよ」と、こういう知恵は生まれなかったのですか。いや、どっちでもいいよ。行った者だな、市長、本当にこれは大変な汚点を残してしまった。悲しい。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 先ほど申し上げたように私は知りませんでした。しかし自分の部下たる助役と課長がそういうふうな誤解を与える行動をしたということでございます。本当に、ちゃんとした指示というか、本人の使い方が悪かったと心からおわび申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、聞きますが、一たんこの出張旅費は返しますか。出張命令簿出しなさい。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

私、そのほかにも用務を抱えておりましたけれども、ご指摘の疑いがあるとすれば、その辺についてはご返納申し上げたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ここであなたたちはもう手を引くと。民間人と祝君とでもうやってもらおうと。言下にこういう表現をしたということで、本日の私の質問はこれで終わろうと思いますけれども、こんなことで市政を……この後私が質問しますが、あなたたちはもっと大事なことがあるのです。大事なことを忘れて、例えば加賀みたいなあくの強いのが行って、何かあなたたちに言うと、私のために動くなどということとは公務員としては断じてやってはならぬ行為だと思うが、どうですか。最後の答えをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） ご指摘の点、肝に銘じてこれからの任に当たりたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 今回の私の質問は、機構改革の中に政策総合調整機能がなくなった。ちょっとこの間いただいたこの機構図の中には政策監というのがあったのがどうしてなくなったのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

私ども行政内部の方では、どういう形で新しい組織体制にしたらいいかいろいろ議論いたしました。加賀議員のおっしゃるようないろんな分野にまたがる部分をどこかで調整する部分も必要ではないか。特に今お話しの出ております地域再生等については、まさにその典型的なものだというふうに考えております。その中で、いろんな先進地の行政の組織体等勉強していく中で、そういう総合調整の役割を担えるような部署が必要ではないかというような議論等がありまして、そういうことも検討の材料にはさせていただきました。結果といたしまして、そういうことが出たわけでありまして、そういったことについては、総合調整の機能については助役がトップになって各部門との調整に当たった方が効率的ではないかということになりまして、その部分については、そういう総合調整の機能については助役にその任に当たってもらおうということになったわけでありまして。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 3人して走って歩いて旅行しておって内政がお粗末になっておるのに、どうやって助役がそんなことできるの。総務課長に聞いておるのですよ。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

今の加賀議員のご質問の中にもありました部分については、いろんな外との調整、そういう部分での業務だということですので、当然内政についても十分かわりを持っていただくということを踏まえてのことだというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そこで、加賀資料の6と7見てください。ことし270万をかけてやるわといって建設課が張り切っておるのが、このモデルルート公募のシーニックバイウェイという、これは国土交通省の予算です。上のでんぷら油、なかんずく菜種栽培で油をとる。これは今のところ企画情報課と農水課の部

門でしょう。ところが、両方とも観光資源として利用する。そうすると、ここへ観光課が入ってくる。これはどこが調整するのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

企画ということになりますので、今の段階では企画情報課で調整したいというつもりでおります。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） てんぷら油をやった課長だから褒めてあげたいのです。しかし、これだったって12月の補正やってから何回私と議論したの。ようやくこの機械ができたのでしょうか。あなたのところ一つでもこの程度なのです。幾つも重なったらどうしますか。

ついでに観光課長、あなたの手の内を見せてください。どういう計画立てていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えいたします。

まだ企画の方で練っておりまして、まだ私らのところまで来ておりません。加賀議員から資料をいただいたものですから、この後観光の立場として協力したいなと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長、聞いたでしょう。つまり政策対策室というのがあなたの直轄におらないと、加賀議員から資料をもらったので、18年度で検討します。情けない。

これが平戸観光商工課。けさ私が平戸へ電話した。じげもん御膳というのがあるが、じげもんとは人の名前かと私は聞いた。そうしたらふるっている。このじげもんというのは地物御膳というのだと。じげもんというのは方言だと。つまり地物でどう観光客をふやすかということなのだ。では、じげもん御膳というのはいつできたのだと言ったら平成16年度でございます。どうしてつくったのだと言うたら、5月から9月までがどうしても食材に欠けるところがあるのだと。そこで、平戸には平戸牛というのがおる。そこで、この平戸牛を入れてグルメ御膳をつくらうということで、16年に計画を立てたので、一生懸命やっているのだと、こういうことです。

私は、平戸へ朝8時に電話した。「大変早朝で申しわけないのですが、宿直の方いらっしゃるでしょうか」と。「いや、もう職員は全部配置についております。では、これから担当課長につなぎます」と、まことに取り組みが違う。

平戸は、今から十数年前、15年ぐらい前でしょうか、私、平戸へ行った。そうしたら、アゴと言うて、この辺ではトビウオのちいちゃいの。前に1度紹介したことがある。網に入って、漁師はもう手をやいて、捨てるわけにはいかぬ、困ると。そうしたら、市役所の職員が国と交渉して加工場を4カ所つくって、アゴを全部持ってこい。そこへ入れて、そこで加工する。ビニールの袋に入れておるのはちょっと甘塩なの。500円。化粧箱は800円。朝は必ずホテルはバイキングに焼きたてを食わせると。食って出ると、商店街では、「アゴ食べましたか」、「食べました」。これが500円、これが800円。あのごみでどうにもならないアゴを一躍一級の土産品に仕上げた。

その平戸が、なお平戸の観光は15年にわたって、平戸というのはすごいのですよ、やっておることが。橋かけたものだから、昭和52年4月に平戸大橋をかけたために離島ではなくなって、市は赤字団体に転落

した。ところが、市の職員はバイタリティーがある。まちを指導して、観光業者を指導して、御飯はホテルで炊いてはならない。御飯会社をつくって、それはまた一級の御飯の炊き方でうまい御飯を供給する。それから、さっき言ったアゴは土産物にしてしまう。土産物に売り込むには、まずバイキングで朝焼きたてを食わせろと。食わせたら出てこい。アゴ飯を炊け。私が行って、アゴ飯おかわりと。アゴ飯あるのですけれども、おかわりできない。何でできないのだ。市役所の通達でございました。食わしてはならない。何でだと。うまいものは余計食わせてはならない。一口食わしておけば、また来てくれるか、うちへ行って宣伝してくれるだろう。笑い話のようだけれども、ここに、観光課長、よく聞いておきなさいよ。これが真髓だ。だから、平戸は15年間にわたって、この大橋渡したというので190万。その後ずっと150万台を維持する。それはひとりでにそうなったのではないのです。平成16年には5月から9月までの端境どうするかと、食い物を。こうやってやった行動が、そして市の職員が観光業者と観光協会を指導しておく。これどう思いますか。だれが答弁するか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 特に観光振興、それから地域再生についてご意見ありました。佐渡島は、本当に今回観光協会が一つになりまして大きな力を発揮しようとしております。もちろん行政と観光協会というのは表裏一体ではありますけれども、一緒ではまずいわけでございます。聞くところによりますと、平戸も観光協会の非常に有能な、かつまたアイデアマンがたくさんそろっているようでございまして、それに市が後をついて動いているという話も聞いております。

ぜひ今回、さっきの組織の話もありましたけれども、まずは助役があちこち飛び回っていると言われましたのですが、助役の権限をきっちり部長クラスにおろし、部長の横の連絡をプロジェクトチームの規定できっちり動かすようにして、支所が自らの施策をきっちり行ってもらうようにしたいというふうに思っています。

それから、観光につきましては、平戸のケースというのは余りよくは知りませんが、佐渡島も小さな手ですけれども、それぞれに効果がある施策が積み重なって、去年は上向きにはなりませんけれども、何とか下げどまったような感じがします。ことしから総合的に体制を整えて前向きに進んでいきたいと思うのですが、その中でも地域再生と観光流動人口、あるいは交流人口をぜひ一緒にしたいというふうに思っております。いろんな施策がこれから出てくると思いますし、議会の方もぜひ一緒になって佐渡再生にお力をかしていただきたいというふうに思っています。そういう意味で、10カ市町村のそれぞれの出身者が今まで大きく佐渡全体を考えることができないような状態でございました。しかし、だんだんなれてまいりましたので、支所の叱咤激励をお願いしたいと思いますし、我々も組織をきっちりすることによって督励していきたいというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、後でもう一回離島漁業再生支援事業のところでは私がお話をしますのですが、あれですが、そこで私は聞きたい。今小木・直江津航路は大変なことになっておる。私は、今佐渡市が行動を起こすべきことがあると、こう言っておるのですが、具体的なのですが、あなたは何かあると思っておりますか、改めて聞きます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 具体的には利用するお客さんをふやすことだろうというふうに思っています。その行動は上越市とも一緒になって、当面对岸からのお客さんをもらうように、この間各観光協会を訪問したわけですが、その結果として、まずは修学旅行、特に各教育委員会のお願いが具体的にすぐ数字に結びつくのは修学旅行だろう。そういう形で組織の中にも団体や合宿や、あるいは修学旅行の営業ができるような仕組みをしました。具体的に上越からも既にいろんな提案があります。当面我々も、こちらからも上越あるいは長岡へこの路線を使って出かけるという施策をとっております。具体的に、我々の提案ではありませんけれども、小木地区では高田公園へ観桜ツアーをしようと。別にそれが膨大な数にはなりませんけれども、一つ一つの積み重ねをやっていこうと。

もう一つは、広域観光の非常に大事なルートでありますので、これをやめるなんてことはあり得ないわけでありまして、それについては、もしやめるなんてことになれば、我々はそれについてきっちりと反論し、かつ闘っていくという姿勢をとり続けたいというふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そんな姿勢だからだめ。私のは極めて具体的です。県が国道整備に幾らお金を出していますか知っていますか。どなたか知っていますか。県から来た職員もおる。県が国道整備に1年間にどれだけ金出していますか知っていますか。担当は建設課長だけれども、知っているかな。知っている者が答えなさい。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

今現在国道にどれだけの予算を使っているか、全国で。それは、ちょっと私は手持ちにありませんので、申しわけございません。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長、よく聞いてください。この政策対策室がないということだから、一番大事なことがわかっていない。お教えしましょう。新潟県が1年間に国道整備ということで支出しておるお金が171億である。私は何を言わんとしておるか。佐渡汽船のカーフェリーは動く国道と言うたときは、まだ私の頭の毛がふさふさしておるときに、40歳代。以来古川長四郎氏が、いや、加賀の言うとおりで。佐渡汽船は動く国道だ。だから、国道整備に船つくる金出せと、こう言っていた。長い間やっていたが、大蔵がなかなか言うことを聞かない。県道整備に県は171億。これは県の負担金ですよ。国が出すお金のうちわずかなものですよ、何%ぐらい出すだけ。それが171億でしょう。だったら船をつくるときは金出せ、この動きを今やらなければならないのではないの。どうですか。だれが答える。政策対策室があれば室長が答えるかわからんけどな。だれが答えるの、これは。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然今まで何回も何回もその議論は進んできました。某先生もそういう話と一緒にに行ったこともあります。しかし、今議員が言われたように、この壁を論理的に壊すことがなかなか難しいといえますか、今この結果が続いておるわけです。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 加賀博昭資料のナンバー10に、こがね丸つくったって54億でしょう。佐渡は離島なのがゆえに、国道と言うても水の上だから整備してもらえない。ならば出せと。新潟県だけで171億も銭出しておるのです。それを佐渡に向けてよこせと国と談判しなければならないのですが、やる意思があるか。佐渡に1人代議士がおる。力あるかないかわからぬけれども、励まして、これは佐渡の要求として私は速やかに出すべきだと思うが、どうですか。要求として出す。今までは町村会がちょろちょろ出していた。今度は町村会はないのだから。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） この問題は、船をつくることもそうですし、それはだれが持つのかも含めて、ありとあらゆる議論を根底からやろうということに現在なっております。ですから、これによって我々はこの路線なくするわけにいかないということ、必要というか、そういうことにはなるわけではないというふうに思いますし、それをならせないように当然していくわけで、そのコストの持ち方については、これは議論の分かれるところではありますが、とにかくこの路線については絶対維持、保持を続けるということでお話したいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これが政策の強い人と弱い人なのです。おれが市役所の執行部におれば、こういうものをがんがん出してやらせてみせる。

さてそこで、2次医療圏で厚生労働省告示75号の変更があるが、どう考えていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

木村医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

今75号についてはちょっと承知しておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） この75号というのは長ったらしい法律なのです。医療法人評価基準取り扱い告示というやつなのです。どういうことかということ、今は60%を割ったら医療単価安くするぞというのです。今度はいよいよ70%になる。70%になったときはどうするという対応があるのか、こういうこと。

○議長（浜口鶴蔵君） 木村医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

今議員の言われましたように、平成18年2月15日の中央審議会の総会の中で決定を受けまして、同日付で厚生労働大臣に答申をされた内容かと思いますが、その中で従来ですと人口5万人未満の離島特例措置の中で合併して7万余の人口になります。そういう折衝の中で、人口5万人未満の特例措置の枠については存続をされました。今回の答申では、医師の充足率が60%以下になりますと、従来ですと12%の減額ですが、今度はいよいよ70%以下になりますと10%の減額ということで承知をしております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長、わかりましたか。こういう深刻な状況になっておる。

そこで、私の資料ナンバー9見てください。魚沼基幹病院というのはこれから建てるのです。恐らく私はこれは県立になるだろうと見ておる。

そこで、佐渡病院が建てかえになる。2万坪の土地を市に買うてくれみたいなことを言っておる。そんなことは、はいはいなんて受け取ってはだめ。先般私は、佐渡病院で服部院長以下とこのことでお話し合いをした。今佐渡病院がやることは、厚生連病院というのは基幹病院の中で佐渡病院だけです。ならば、これの建設は魚沼基幹病院と一緒に県に応分の金出せという交渉をやらなければならぬと思いますが、どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 同じ意見でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） もう一つ、私は服部院長とやった。両津病院のベッドがあいておる。佐渡病院が紹介状を書いて両津病院のベッドを埋めろと言ったら、「それは考えてみます」と言ったが、どうですか。ここには厚生常任委員会の諸君がみんな聞いておる。だれが答えるの、一番大事なことを。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

今公的病院と公立病院の差がございますが、紹介状の話は今まだ承っていないものですから、具体的にそういう調整の関係について、また病院長同士でいろいろと議論をしてみたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 病院は、病床さえふさげば黒字になる。しっかりやってください。詳しくは後です。

今私が持ち出したもの、これが宮城県にあるアカモクという品物。このアカモクはこれで500円。これはひそかに聞いたことですが、このアカモクは佐渡では安い。そこで、これは宮城へ持って行って、佐渡の20倍ぐらいになって売られておる。政策対策室がないから、こんなこともやれないのです。私がその席に座っておってみなさい。あした直ちにやってみせます。離島漁業再生支援事業の2億3,200万、1漁業世帯に対して13万6,000円出すのでしょ、5年間。こうやってよそはよその分までとってきて、そして自分のところの産業、そして雇用創出やっておる。何と思いますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 私もアカモクというのは知らなかったのですが、しかしおっしゃることは同じだと思うのですが、政策立案、それから実行させる能力がやっぱり足りないのです。その仕組みをどうつくるかというので、やっぱり人材の問題も一つございます。だから、今回は部長制で、部長を横横断してプロジェクトをつくる。おっしゃるようでございますが、そういう形でやらせていただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 種明かしをするぞ。これは、佐渡島ではナガモという。ナガモが宮城へ行くとアカモクになるというのですけれども、アカモクというのがこれ学名なのです。つまりこの交流能力というかな、こういうことがつまり地方分権時代の地域再生事業なのです。それには……私が元気を出すのは、あなたたちがだめだから、ハッパかける意味でやっているのですよ。心優しいのですけれども。つまりこの図です。何十日もかかってつくったところから一番肝心の総合政策対策室がないから、できない。おれ一人でもやってみせる、こういう気持ちでおるのですが、市長、もう時間がないから、おれはもうこれでやめるけれども、しかし私がきょう質問したことというのは、あなたは聞いてどう思いましたか。

- 議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。
- 市長（高野宏一郎君） 長い議会歴史の中で活躍されてきた雰囲気がよくわかりました。この中で議員と全部が全部一緒であるかないかは別にして、特に政策論議はぜひこれからも続けていくように職員の教育をやっていきたいというふうに思います。
- 議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。
- 58番（加賀博昭君） 政策こそ命。そして、その政策をしっかりと組み立てて、そして民を動かして、これが地域再生事業の魂であります。多くは語りませんが、きょう私が質問したことの何分の1かをあなたたちは得るものがあれば、これを肝に銘じてやらなければならない。特に総務課長、しっかりせえ。この機構図の中に早速どっちかの助役を頂点にした政策対策室を考えるべきだと思うがどうか。最後にこの答弁を求めて、私の質問を終わります。
- 議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。
- 総務課長（齋藤英夫君） 済みません。お答えする機会を与えていただきましてありがとうございます。常日ごろこの組織のありようというのは、いかに市民のために政策実行ができるかという部分で考えていきたいというふうに思っております。今のご意見も十分参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。
- 議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。
- 58番（加賀博昭君） 参考ではダメなのです。すぐにやります、そうならんとどうする。すぐにやる体制とらなければどうするのです。部ではないのですよ、対策室。市長直属の。出されたものと違うのです、こっちは。
- 議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。
- 総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。
今加賀議員の提案というものについては肝に銘じて考えていきます。
- 議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。
- 58番（加賀博昭君） やっぱりこういうことは市長ですね。市長がまず決意のほどを述べると、今の総務課長の答弁が生きてくる。最後に市長の答弁を求めます。
- 議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。
- 市長（高野宏一郎君） 当面非常に大幅な組織改編をいたします。限られた人材の中でそういう組織をつくるということは、やはり問題は先ほど議員が言われたように人なのです。ですから、できるだけこの組織の中で、当面はプロジェクトチームを助役を長として政策論議ができるようにいたします。その後そういう組織が必要であれば、また相談しながらやっていきたいと思います。
- 議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。
- 58番（加賀博昭君） 最後に言いますが、市長、どうしてもだめだったら知恵かしますよ。いつでも知恵かしますよ。失礼ですけれども、だてに33年、佐渡で議員やっておりません。しっかり積んでありますので、いつでも知恵をかせるが、どうですか。いつかかりたいということはありませんか。
- 議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。
- 市長（高野宏一郎君） いろいろおかりしたいというふうに思っておりますので、皆さんからよろしく、

特に議会の皆さん方のこういうふう議場ばかりではなくて、お知恵をかりて、一緒に佐渡市の前進を図っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○58番（加賀博昭君） 終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で加賀博昭君の一般質問は終わりました。

ここで休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、祝優雄君の一般質問を許します。

祝優雄君。

〔51番 祝 優雄君登壇〕

○51番（祝 優雄君） 冒頭まず、議長にお願いがあります。午前中、私にかかわる質問が長時間ありましたので、少し質問の順序を変更させていただくことをお許し願ひたいと思います。

きょう午前中前半に加賀議員から質問のあった趣旨をまず正確にしておきたいと思います。私は昨年3月議会、ごみ委託料についての質問をいたしました。その時間経過があつて、9月だと思ひますが、私のところに当事者の業者の方から手紙が参りました。そのときは、すぐに私は電話をいたしまして、私の質問趣旨はこういうことですよと。それから、内容については正確にした方がいいだろうから、図書館等に議事録がありますから、その議事録を見てくださいという電話を私が手紙を受け取つたその日にしてあります。その結果、翌日か翌々日か、字句訂正の手紙がもう一度参りました。ですから、加賀氏が言うように3回いただいたのではなくて、私、実質1回だろうと思ひております。

それから、ことしの1月の半ばごろ、過ぎたころだつたと思ひますが、代理人と称する弁護士から私のところに内容証明が参りました。全権を委任されたことですよということでありましたから、私は期日を設けられておりましたから、2月の前半に私の考え方、この資料に基づいて質問をしたことですよということ、それからもう一点、減価償却についての議論がありましたから、その議論はこういうことではないでしょうかということ私の考え方をつけて内容証明郵便で代理人のところへ送つてあります。経過はそういうことでもあります。

ですから、今まず前半で正確にしておきたいのは、どういう形でどこが間違いであつたのか、この資料についての間違いといひますか、その結果、そこをまずひとつ正確にしておいていただきたい。私は、執行部に申し上げてあるのは、結果、私も追跡調査をして調べましたけれども、間違いであつたよと。その間違いに対しては謝る以外に方法はありませんとすることを実は私は執行部にはお伝えをしてあります。この間違いだといひるのは、私は1月の半ばに代理人から手紙を受けるまでは、役所から出てきた資料、これは確度の高い、精度の高いものだと思ひておりますから、私は疑つてはおりませんでした。それで、私の足で当時の関係者を回つて精査をいたしました。その結果、そこに記載間違いがあつたということがわかりましたから、私はそのように執行部には申し入れてあります。

それから、私が謝るとか謝らないとかという話がありました。これについては、代理人が全権を委任さ

れて作業をしている限り、私がおの間に当事者の方と会うというのは不見識ではないでしょうか。これは、私が正式な形で、正式な文書でその全権を委任された方にお伝えするのが私は当然だと思っております。ですから、加賀さんが言うように、人権にかかわる問題だと言われても私は困ります。

それから、加賀さんの私の議事進行にかかわる問題については、これは議会運営委員会で議論があって、そして議長が前回の議会できちとお伝えしてあることでもありますから、私はそういうふうには受け取ってはおりません。

以上であります。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、市長にお尋ねをいたします。16年度決算は、一般会計、特別会計、単年度収支で2億4,738万4,000円の黒字となっております。この収支、また決算審査を念頭に将来を見据え、18年度の予算編成を終えたものと思います。予算に込めた市長の思いと目指すべき方向を改めて聞かせていただきたい。

次に、自治体にむだがあるのか、ないのか、スリムな体形か肥満型かどうかは、人件費が歳出総額の中に占める割合で見るのがわかりやすいと思っております。人件費の割合が多いと、まちづくりに回す財源が圧縮されることとなります。佐渡市の人件費比率は、肥満型かスリム型か健康体か、どのようにとらえているのかお聞かせいただきたいと思っております。

次に、今ほど申し上げました公と民の比較であります。これは今申し上げたように、昨年3月議会で私が質問したことでありますけれども、私はごみの収集委託を含めて効率的な行政運営をすべきということは、私が議会に出てきたときからのテーマであります。きょうここに初めて話をしたわけではありません。ずっと追跡していることでありますから、その中でごみの委託料を佐渡市一定に同じ方向で私は積算をすべきですという質問をしたわけであります。そのときに私が、午前中から示されておる資料には、減価償却のない業者さんがおりましたから、これは減価償却を入れて同じレベルにして委託契約をすべきですと。そうでないと、減価償却のない人をばらばらにやっていった場合に、結果的に委託料が安くなるわけですから、そういうことであってはなりませんよ。これは平均にそういうルールをつくって委託費用を算出すべきですということをお求めたわけであります。しかしながら、先ほど申し上げたように、その資料に瑕疵があったということでもありますから、私もこれは間違った資料をもとにして質問をしましたけれども、真摯にこの誤りを訂正して具体的に謝らなければならぬというふうに思っております。

次に、佐渡島民にとって航路は生命線、本土との格差の是正を基本とした航路改革が必要と考えておりますが、現在話題となっている小木航路の議論は枝葉の議論に終始しており、根本的な解決とはほど遠い情けないものです。市長は何を基軸に航路改革に取り組もうとしているのかお聞かせいただきたいと思っております。そしてまた、あわせて私からは昭和47年から航路別の収支を聞かせてほしいと通告をしてありますので、よろしくお願いをいたします。

次に、今議会に佐渡市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、佐渡市国民保護協議会条例を提案をいたしておりますが、国民保護法が求める自治体の首長の役割と責任はどんなものか、有事において市民をどのように守るのか、現行法の関係、消防、警察に対する指揮権、自衛隊の役割、島外避難の場合の問題点、あわせて職員の任務と心構えをどのようにとらえているのかお聞かせいただきたいと思っております。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、祝議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

最初に、予算編成についてのご質問がございました。地方分権推進の流れの中で三位一体の改革についても一定の第1期の決着を見ようとしているわけでありますけれども、内容について言えば、特に僻地を抱える地域の扱いについては非常に残念、かつまた不満が残るものになっていることはご承知のとおりでございます。国庫補助金負担金の削減につきましては、補助率削減による方法では国の関与が依然として残っているような形で補助率は下がる、しかしながら補助金は残るという形で、それに伴う税源移譲も十分なものではないということは議論が進んでいるところでございます。また、地方交付税の改革につきましても、財源保障や財源調整機能の検討がないままに、非常に難しい問題ですけれども、依然として議論が進んでいる状況だけでございます。

そういう意味では、我々これからの予算を見ていくときに、特に自主財源のうちの自前財源、税収が非常に少ない中ではやはりそれに見合うだけの身を小さくしていく、あるいは正当な本来僻地に来るべきものについてはきっちり要求していくというふうな予算編成が必要であり、かつ財政計画に沿った予算を組んだわけでございまして、多様化かつ膨大に膨れ上がってくる福祉、保健、医療、安全というものに対する予算措置をきっちりするために、不要不急のいろんなコストはできるだけ小さくする、あるいは身の丈に合わせた小さな政府を目指すというふうな見地からことしの予算を組ませていただいたわけでございます。

それから、予算の編成の中に占める、特に人件費についてお問い合わせがありました。人件費と普通建設事業費につきましての比率はほぼ同じぐらいで21%前後ということでございますが、やっとな類似団体が出まして、全国で佐渡市を含めて9団体ありますが、人件費及び普通建設事業費それぞれの平均値が19.8%及び19.9%。佐渡市はほぼ平均値ですが、やや高目というふうな感じになっておりますが、その中でも、先ほど申し上げましたように、税収の比率は佐渡市は非常に低い状態の中にあることを考えれば、これからの交付税改革の中で非常に不安定な予算の編成を続けなければいかぬということもあまして、それぞれに先ほど申し上げたように、きっちり数字でとらえた財政計画のもとに着々とスリム化を図っていかねばいかぬではないかということでございます。つけ加えますと、類似団体の16年度の決算ベースで平均規模が330億程度というふうになっておりますので、現在佐渡はことしの新年度予算459億でございますが、それを比べますと今後ある程度、同じではありませんけれども、縮小を続けていくという方向は変わらない。人件費はより多く絞り込まざるを得ないというふうに感じております。

17年3月の議会で、議員が市についてごみの収集運搬業務受託をしている業者の17年度見積額を一覧にした資料を入手され、見積額の積算において運搬車両の減価償却費を計上している業者と、していない業者について積算基準の統一についてご質問がありました。その資料の中に、先ほどの質問にもお答えしたのですが、収集運搬業務を受託している事業者に関して運搬車両について減価償却なし（市が貸与）と記載されておりました。しかし、実際にはそのような市が貸与の事実はなく、その担当職員が誤って記載し

たことが判明したわけです。その結果、それを引用した議員の質問が事実と異なった内容となり、議員にも業者の方々にも大変なご迷惑をおかけする結果になったことにつきましては、深くおわびしたいというふうに思います。

航路改革について、本土との格差是正の観点から離島航路の徹底見直しの議論が必要というご趣旨でございますが、本土と比べて離島を取り巻く自然的、経済的、社会的条件が非常に厳しい中で、本土との格差是正は常々取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。佐渡航路におきましても、離島住民にとって根幹的な交通手段であり、交流、物流の動脈としてまさに生命線ということで安定的な航路を確保しなければいけないということは言をまたないところであります。佐渡航路の旅客及び貨物の運賃、料金の軽減及び離島産業振興の見地から、航路助成制度の創設を国に要望し続けるとともに、佐渡汽船に内部状況をはっきり公開し、きっちりとした対策ができるように働きかけていくつもりでございます。

この問題につきましては、もう既に検討委員会始まって、3月末にはまた3者において議論を進めるところでございます。非常に航路維持については毎度言及しておりますけれども、国道350号線という国道を維持する立場からも、またこれから北陸新幹線が開通するという、それを目前にしている、あるいは広域観光の重要性が認識されている現状において航路がなくなるということは考えられません。

ただ、1年間単年度で6億6,000万の赤字というのは余りにも巨額でありまして、この問題につきましては根幹的な解決をせざるを得ないだろうというふうに考えております。ただ、何せその数字がはっきりまだ見えていないということもありまして、どこをどれだけ絞ればいいのか、あるいは船を小さくすればいいのか、料金をどこまでさわればいいのかとか、そこまでの議論にはまだいっていないわけでありまして、これからは当然その問題について踏み込んでいかなければいかぬというふうに考えております。

ご質問にありました昭和47年からの航路別収支につきましては、企画情報課長から説明させたいというふうに思います。

それから、武力攻撃事態等につきましてご質問がありました。地方自治体は、自ら国民の保護のための措置を的確、かつ迅速に実施することとされておりますが、当然のことでございます。そのために、具体的には国から国民保護対策本部設置の指定を受けた場合等には、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処等の措置を総合的に行えますが、この法の位置づけとして、市長は本部長としてその対応に全力を尽くすものでありますし、市民をどう守るかにつきましては、今まで本来あるべき姿がほとんど議論されていないという現状におきましては、きっちりその議論を進めていくと。職員についても当然その身を捨てて住民を守るという姿勢を植えていかなければならないというふうに考えておりますし、島外避難の問題が云々されております。佐渡汽船のフェリーだけで何日もかかるというふうな議論があります。当然それにつきましては、港湾等の整備あるいはその道筋をきっちり議論していかなければいかぬ、その検討を進めるつもりでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えをいたします。

議員の方からは、昭和47年から航路別の収支についてということでお問い合わせがあったのですが、大変申しわけないのですが、昭和47年から平成2年につきましては航路別でなくて航路全体のしかござい

せんので、そういったことで全体でご報告させていただきたいと思います。収支ですから、黒字の出た年が何年になるかということなのですが、平成3年、このときに10億6,700万の黒字としては一番大きな山でございます。この年には観光客が一番たくさん来てくれたという、121万観光ということをおっしゃいますし、ジェットフォイルのすいせいもこのときにできたということになりますので、多分この年が一番黒字が出たのではないかなと思います。続いて黒字があるのは、61年に10億800万ということになっています。昭和62年には8億7,900万ということで、これが大きいものになっておるかと思っております。

なお、赤字につきましては、平成16年が一番大きゅうございまして4億8,800万、それからその次に大きいのは昭和49年、4億8,500万、これはたしかこのときには私はオイルショックか何かあった年ではないかというふうに感じておるのですが、そのとき4億というふうな大きな赤字を出しております。

なお、今話題になっております航路別の中で、航路別は平成3年から持っておるわけですが、赤字といえますか、直江津航路の赤字では、平成3年からいただいた資料の中ではずっと赤字という体質になっております。一番最近の16年ではご承知のとおり6億6,600万ですし、このとき一番大きかったのが13年に11億2,700万というのがありますが、それからずっと赤字ということになっております。なお、17年につきましては、全体ではまだ正式な数字は発表されていないようでございますが、6億強の赤字が出るのではないかなというようなことを我々は資料として持っておりますので、ご報告いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 実はそのごみの委託については、私も先ほど追跡調査をさせてもらいましたということをおっしゃいましたが、実は旧町村長にも何人かお会いをして話を聞かせてもらいました。それぞれまちの事情とかいろいろあって、やはり統一されていないなということがよく実はわかりました。

そういう中で、これは課長にお尋ねをしたいのですけれども、まちが車が要る年に予算を計上して購入をしたというところもあるように私2件ほど確認をしておるのですが、それは環境課の方ではどうですか。確認をしておりますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今議員ご質問の車両を購入する年にその購入費をまちで見たかというご趣旨のご質問だろうと思っておりますが、当時合併前の町村の段階で減価償却というものを必ずしも毎年委託料の中で見るという制度立てをしておらなかったところもございまして、そういうところにつきましては、その購入を予定する年度に委託費の中に購入額を計上して委託をしていたという、そういう事実があったということは承知しております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） それと、もう一点お尋ねをしたいのですが、私は昨年の議会に統一した契約形態をつくるべきだということをおっしゃったわけですが、統一をされた状況で18年度は業者さんと契約されるのかどうか。そういうふうになっているのかどうか。その場合には、先ほどから議論になっております減価償却費などはきちっと計上されているのかどうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

ごみの収集運搬委託料に関しまして統一した積算の基準、その中で減価償却費というものをどういうふうに扱われていくのかというご質問でございますが、先ほど来申し上げましたように、合併前までは各市町村がそれぞれの方法で積算した額、もしくは事業者が見積もってこられた額によって契約をしていたというふうに考えております。

ただ、合併を機会に、合併協の中では合併後3年を目途に委託料金の統一を図りたいというような方針もございました。そこで、私どものこのごみ等の収集運搬の委託料に関しましても、市として統一した積算方法で対応してまいりたいということで、今年度一つ私どもとして案を作成いたしまして、事業者の皆様にご提示を申し上げたところでございます。この中では、当然のことながら、いろんな減価を見るに当たりまして、車両の減価償却というものも投資的に見るというふうに図っております。

なお、来年度から完全にその統一が図れるかといいますと、これにつきましては現段階まだ調整中でございます。徐々にそういうふうに移行してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 先ほど私は、佐渡市の人件費と普通建設事業費を挙げてどういうバランスがいいのだろうか、佐渡は肥満型なのか健康体なのかという質問をいたしました。2月の23日、行政改革委員会から答申が出ました。この資料を私も今見させていただいたのですが、09年までに10%の職員を削減しようと。市長は、代表質問と予算質疑の中で、よそは4.何%だけれども、10%まで思い切って切り込んで、それをもとに進めていきたいのだという話をされておりました。

私は、ちょっと違った方向で数字を見ていこうと思って実は見ているのです。今17年度の性質別では人件費比率が20.2、それから18年度の当初予算では20.8なのですよね。ところが、16年度決算で経常収支比率で見ると33%なのです。ここで十何ポイント、13ポイントぐらい高くなるわけです。この経常経費というのは、起債とか、その年の建設費など入っていませんから、より正確に数字が出るというふうに言われているのです。その中で、今挙げたように10%では今の人間を減らしていくには178人ということなのです。減らせばいい、この条例からすると。そうしますと、私はちょっと形を変えて先ほどから見ると言っておるのですが、今度の条例改正は、職員定数の条例改正が出ていますが、1,667人となっておりますよね。ここでは今の条例より116人減らした条例が提案されているわけです。市長、そうしますと、09年度までに、今は1年経過していますから、実質4年間で62人減りますと、この10%になるのですよね。これなら自然の退職者で埋まるでしょう。これだったら痛くもかゆくもない。これ今委員会の方々一生懸命頑張ってくれて、私も何人かから聞きましたけれども、我々の思うような資料を出してくれなくて困るのだという不満も実は持っていました。今こうやって挙げていきますと、少しもこの10%という数字がハードルが低過ぎて、私は痛くもかゆくもないと思うのですが、市長どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） その審議会の答申の数字と今議員が言われた数字、それから我々の考えている数字の間のギャップについて、総務課長からちょっと説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

今回定数条例を提案させていただいておりますが、これにつきましては職員の予算の上限を定めたものであるということでありまして、現在の職員数のあくまでもその範囲の中であります。この職員定数については毎年毎年見直しをしていくということが必要であると思ひますし、その現行の職員数を割り込んでまで今この職員定数の減ということになりますと、減員があふれてくるわけでありまして、あくまでも予算の上限というふうにとらえておるところであります。

それから、10%ということについては甘いのではないかとありますが、私どもはそれぞれ職種の中で検討させていただいておりますが、一般職、それから消防、病院、それから各種の公共施設等の中でぎりぎり退職される方の不補充等を見ながら詰めていった数字であるというふうに認識をしておるわけでありまして、この後施設の統廃合等の中でさらに切り込んでいく必要があるだろうということで、このことにつきましては毎年集中改革プランの中で数値目標は出していきますが、見直しはしていくということで取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これは、まず皆さん方が09年までに予測をしておる退職者の数、これ何人なのか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

今現在その部分での資料は、すみません、きょう持ってこなかったのですが、今回減員をすると。それぞれ施設の中では必要数をはじき出して、その分について採用していく、それ以外の一般行政職については3分の1ということでこれまで進んできたわけでありまして、そういったことを前提にしていきますと、当然この10%という数字は守れません。施設あるいは病院等、あるいは公共施設等についても当然3分の1という大原則を守るといふ姿勢の中で今取り組んでおります。その中で、平成17年度を除いてであります、21年度までに126人を減にしていこうというふうに計画を組み立てをしておるところであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） それは、合併協議のときの人数ですよ。それで、私が言っているのは、人件費が多いところでは普通建設事業費を多く持っていくということにはならないのですよ。普通建設事業費というのは何だかといえば住民要望の事業でしょう。それを多く取り入れていくためにはどうするのかといえば経費の削減以外ないのですよ。その中で、この人件費というのが非常に大きい数字になってきておりますから、よそと比べてもです。先ほど言ったように33%なのです。ですから、普通建設事業費はどんどん、どんどん小さくなって、これからどんどんまだ小さくなっていくでしょう、予算規模が変わってきますから。ですから、ここで見なければならぬのは、予算の3割以上を使っているような状況下でまともかどうかということなのです。まともであるわけではない。

そこで、あなたが言うように、人件費を計画どおりいったら人間を減らしていくわけにいかないと、あなたはそんな答弁をしておるけれども、これは簡単なのです。どのような形で自治体の経営診断をするかということなのです。ですから、今私が見ておるのは何だかという、国の自治体の経営診断の際の基

準というのを見ておるのです。人件費比率で20%、できれば18%以下が望ましい。それから、普通建設事業費は35%以上が目標だというのが国のいわゆる基準ですよ。そこで、本格的な議論に入りますが、佐渡市の職員というのは多過ぎるのか、少数精鋭だと思っておるのか、市長、まずこれはどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） さきの類団の説明でもありましたように、今までの歴史はあるにしても非常に多いと思っていますし、その切り込みについて具体的にどこからどこまでというのはなかなかすぐにはいかにしても、方向としては今回の答申を受けて旧市町村別にダブったようなところ、あるいは余りにも多い施設、これは当然売却あるいは譲与、あるいは指定管理者制度等でやっていかなければいかぬわけですが、今のままでやろうとすると実際施設を維持できないわけで、それでは施設をそのまま捨てていいかという、そうもいかない。一定のスピードで当然それぞれの施設の精査をして、いろんな統合や、あるいは廃棄……廃棄というのはその事業をやめる、あるいは民間に払い下げるということを引き続いてやっていかなければいけないというふうに思っています。そういう中で、これからの各種施設や、あるいは事業の統合が待っているわけでありまして、非常にその規模が大きいものですから、簡単にはいかにしても、長期的な目標の中で着々と進めていきたいというふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） それで、よく行政改革の進んでいる市、こういうふうに挙げられるところで春日市、それから宗像市、大野城市というのがありますが、春日市は246人の人口に1人の割合の職員なのです。それから、宗像市は241人に1人、大野城市は216人に1人と。佐渡市は、私は2月の28日未現在の人口で6万8,440でっておりますが、これは38.4人に1人の職員ということになるのですよ。これで市長どうですか、削減のスピードを上げなければならぬのか、上げなくていいのか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 上げなければいかぬのはおっしゃるとおりなのですが、例えば佐渡は非常に多くの高齢人口を抱えております。一つ一つ、例えば国民保険の説明、あるいは各種の手の説明なんかにしても、地域の支所におきましては非常に時間とコストがかかるような仕組みがもう既に定着してしまっておるものですから、その仕事の方を改善しながらいかないと、なかなかそれをすぐ切ってしまうというふうにはいきません。サービスの質を変えながら、よりそのようなお年寄りにも理解してもらうような人と人との手間がかかる仕組みをご理解いただきながら、そうかといってサービスの質を変えながらやっていかなければいけない。そういうことに時間がかかるのをちょっとご理解いただきたいのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 種々の条件が違うというのは私よくわかっているのです。

ただ、これをもう一度、では09年度までに答申どおりに減らしていったとします。そうすると、1,605人になるのです、答申どおりですと。そうすると、私が今言ったように、人口比率の関係でいくと37人になるのですよ。全然変わらないのですね、現状と。これは、私は今人口を1,000人余り減っていくことで6万3,000でとっていますよ、当然1,000幾ら減るのですから。そうすると、結果的には比率からすると全然変わらないということ、減らした結果、何も変わっていないということなのです。これどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 数字については総務課長に説明させますけれども、やっぱり一定の財政計画の中で着実にやると。それから、さっき総務課長も話しましたように、そのときそのときの情勢をきっちり数字でとらえて対応していくと。ある年に急にやるとかやらないとかというのも大事なのですけれども、一定のスパンを計算しながらやるというふうな計画を立てて、その財政計画と同時にその改革といいますか、そういうものとのバランスが必要だということで指示はしておるところでございます。数字をちょっと説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

職員の削減という部分につきましては、あるべき職員の定数というものを計画的に打ち出しまして、そのことについて計画的に職員数を減じていくという形をとらせていただきたいというふうに考えております。職員を一律減らしていくことはなかなか大変であります。特に施設を抱えている職場等にあつては、今のままの形でいきましてもなかなか難しい部分があります。これはどういう形がいいのかいろんな方策があると思います。一般行政職等につきましては、希望退職等を募る。勧奨退職の制度を平成17年度から2年間の予定で取り入れておるわけですが、これを形を変えたもので、例えば転職優遇制度みたいなものをこれから組み立てをしながら制度として定着をさせていくような方法を取りまして減じていくということも考えていきたいと思っております。なかなか思うとおりには進まないというところではありますが、私どもあくまでも定員適正化計画に従った形で、のっとった形で職員数を減らしていきたいという気持ちには変わりなく考えております。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 市長、今の議論は現状維持しながらという議論しているのですね。大変革しなければだめなのですよ。その中に今のような形が出てくるので、今のを維持していこうという形ではあり得ないのですから。それをどういうふうにとっていくのか。市長も議員もそうですが、4年ごとに選挙があるのです。これはやはり納税者からきちっと意思の反映を受けてくるわけですから、そのときにはきちっとこういう形でいきましょう、それを示すことで納税者の後ろ盾があるわけですから、今度。これは、やっぱり大変革をしないと人件費なんか減りません。今の現状維持という議論ではもうないのです。

参考までに言いますと、国は人口135人以上に職員が1人であるべきだと言うておるのです。それでいったら四百幾らになりますよ。四百九十何人、それから1万人当たりの何人というのがありますが、そういうふうになってしまいます。ですから、今のような議論でやっておったのではだめなのです。ですから、私は種々の条件がありますから、種々の議論がありますから、例えば今国が示す条件の倍ぐらいはしようがないのだらうと思うのです。そうしますと、これは970人ぐらいですよ。そのぐらいまでは私は、種々の条件があるから、それは認めていただけるのかなというふうに思うのです。だから、そこまで一日も早くどうやってたどり着くか、そこを逆につくり上げていくことをしなければならぬと思うのです。

そこで、もう一つ、先般の議論の中で臨時が438人という数字出てきました。そうすると、今挙げた中にはいないのですよ。当然職員定数から臨時職の438人を引いたところで私は定数を守らなければならぬと思うのです。それが理屈だと思うのです。だとすれば、今度条例を出すのは1,667人ですね。この1,667人からまず438人を減らしましょう。これが当然だと思うのですよ。そうすると、現状で1,229人、そういう

形になるのです。そういう議論に持っていかなければちっとも私は変わらぬと思うのです、少ない分をまたよその引き出しから出してこようなんていう話になるのですから。だから、少なくとも臨時職が必要、それの方がずっと得策なのだということになれば、条例定数の中に含めてください。そのような形で考えれば、これ市民の納得率というのは相当高くなります。市長、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 議員のおっしゃるのはそのとおりなのですが、全体の指数を見ながら、例えばあるときには早く、あるときには時間がかかる、例えばグラフで下へ下がる、そのとおりに例えば施設を切るというのなかなかできないことと思います。

ただ、できないことでそれでいいのかというと、最終的には類団の数字まで持っていかなければいかぬわけですから、現在そういう意味で改革推進委員会と打ち合わせをしながらその数字を出すということで、当然議会にもその数字あるいは過程をご説明しなければいかぬわけですね。それから、もう一つ一番大事なことは、住民にそのことをやっぱり理解していただかないと、あしたからそれでは今まで利用していた施設がなくなるよと急には言えないわけですね。それをこういうふうな機会に時間をかけながら、かつまたその目標値をお示ししながら進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 私が今申し上げた970人までもっていけば、人口は70人に1人ぐらいの職員数になっていきます。このくらいなら私は理解を得ることができるのではないのかと思うのです。ですから、市長、これは目標をきちっと掲げて、そこに到達するというでなければ、今のままの目標ならだめなのです。いかないのです、絶対に。そこをまず変えるということにさせていただきたいのです。そうしないと、これ変わりませんから。そういう形で、市長がまず看板を上げていただけるかどうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然そういうふうな最終目標、やっとな類団も出てきました。我々の進むべき数字の上での目標値というのを出していきたいというふうに考えております。一応各種の委員会で検討していただいているわけでごさいます、さっき言いわけめいた話になりましたけれども、膨大な各旧市町村のときの積み重ねられてきた組織や、あるいは人員の構成が浮かび上がってきているところでごさいます。議員がご指摘にあったと同じように、それを将来地域間競争、類団の中の競争といいますか、生き残りのための大事な作業が進められるというふうに思いますし、もう一つはやはりこれから必要とされる、いつも言っているのですが、福祉や安全や医療、その他まだまだ高齢化する我々のこの島のニーズにこたえるためには財源をどうしても出していかねばいかぬ、そのための改革だというふうに理解しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これも最後にしますけれども、これは私が先ほど挙げました臨時が438人、これを現状に合わせて見ますと、住民30人に1人が何らかの形で佐渡市から報酬を得ているということになるのですよ。30人に1人ですよ。こんな関係でいいわけはないですよ。これは、どんなことがあってもやはり改革しなければならぬ。これは一日も早くやはり変えるというふうにししないと、この臨時職の方々ももう既得権化しつつあるような話も聞きますから、こんなことがあってはならないと思うのです。ですから、それはどうしても早目に対策をとっていただく、方法をとるということではないと私はならぬというふうに

思います。またこれは継続して進めていきたいと思います。

次に、航路改革ですが、これは結果して昨年は2回、今また3回目の実験というのですか、値引き期間を設けてやっております。これ最初の人に地震もあつたりして、知事の希望で始まったことです。これは数字が目標に達しなければ、県も佐渡市も佐渡汽船も3者負担しましょうよということで始まりました。ところが、ある一定のところまでいったときには、これは県だけが持ちますよということです。ところが、これ県は金払っていないのではないですか。県は、まだ佐渡汽船にこの自分の持ち分というものを払っていないのではないですか。これどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

正式にコメントというか、決をとっていないのですが、私どもは払ったというふうに聞いております。確かにではありませんので。実験の分でしょうか。

○51番（祝 優雄君） いつごろですか、それ。

○企画情報課長（中川義弘君） ちょっと日は申しわけないのですが、中身的にはそういうふうに聞いております。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これは3月に入って払ったというなら別ですよ。私の確認では払っていないのです。これは市長確認をして、これ市長も入った3者のところでやったわけですから、これは一日も早く、支払っていないければこれはすぐ県に入れるように。とにかく決算の紙面には入っていないのですから。そんな状況というのは、これはあるべき話ではないですよ。やれやれと言ってやらせておいて自分は払わない、そんなばかな話ありませんから、これはちゃんとしてください。市長もこれだけは確認して、早速入っていないければすぐ入れるように、責任をとってもらわなければ困ります。

それから、佐渡汽船、今回6億余りの赤字だろうと言っております。しかし、これ私は関係者から聞いた話、実験をやりました、値引きをしました、人がある程度動いてくれました。しかし、佐渡汽船としてはマイナスなのです。佐渡汽船としてはプラスになったのではないのです。人は動きましたけれども、汽船自体の収支としてはマイナスなのです。こういう形の中で県が払わないといたらとんでもないことになるのです。だから、人が来て喜ぶのですけれども、佐渡汽船はそう喜んでいないのが実情のようなのです。ですから、今回新しい方向で時間かけてやっていますから、どのくらいの効果があるのか、それは見守りたいなというふうに思いますし、私は今言ったように関係者が足引つ張るようなことでは困りますので、そのところをひとつよろしく願いをします。

それから、国民保護法についてですけれども、これから体制整えるということだと思ふのです。やはり体制整える中では、自衛隊が今一番この関係では状況進んでいるわけですから、これはやはり自衛隊の知恵をかりてどういう体制を整えるのがいいのかということをやりたいと思います。

それから、先ほど私現行法との関係はどうなのだという話をしました。これは現行法を遵守しながらこの計画やるということになっているのですよね。ですから、先ほど市長が言ったように、佐渡島民全員を避難させるのに3日かかるということなのです。ところが、この法を遵守しなければ1日で避難ができるだろうと言われているのです。これ市長、この法律のもとに計画をつくるわけですか。これは基本的に、

市長、どういう考え方をお持ちですか。現行法について変更してもらおうというような動きを少なくとも6団体の中でやるとか行動を起こしていただかないと困るのですが、これは市長、どういう考え方を持っていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 佐渡汽船の今の定員が例えば2,000人だったとします。その計算でいけば3日とか4日とかかかるのだと思うのですが、万が一のときには車を積まなければ車のデッキがあいているわけですし、十分その重量にも耐えることができれば、今のところそこまで法律を変えるかどうかというところまで私の頭の中にはありませんでしたけれども、そういう事態になれば現行法、特別な事態でありますので、十分それは対応できるのではないかというのは、それぐらいのことは当然災害と同じで大丈夫だと思っていますが、そのところを総務課長に見解を聞いて、実務の方をちょっと説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほど市長が申し上げましたさまざまな検討という部分につきましては、まだ実務的には詳しく私どもの方にもそういった協議の場というはおりておりません。この後具体的なその数値等のことについても協議の場があるだろうというふうに思っていますので、今ほどご質問のありましたような関係につきましては十分踏まえて、これからの協議会の議論の中で検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 市長、そういうことであってらっては困るのです。今条例をつくって具体的な準備をしようというときなわけです。それが十分に整っておらなければ、これ保護計画をつくれぬわけです。この保護計画をつくるためには、まず基本がしっかりしていなければつけれないわけです。私は、その基本的なところの話を実はしようと思っていたのです。ところが、今の総務課長の答弁ですと、これから勉強させてもらうという話ですから、それでは条例出す前にきちっとしていただかないと困るわけですから。保護計画は、いわゆる体制の整備という段階から、マップもそうですけれども、最終的には避難誘導、それから究極は避難先での生活支援から復興計画まで入れなければならぬわけですよ。そこまできちっと入れなければならぬというときに、今のような基本のところの議論ができていなければ、これ何もならないというか、何もできないのではないですか。これは、勉強していないと言うのだから、それ以上の罪はないのですけれども、これやはりたまたまここには自衛隊出先がありますから、その方々の知恵をかりて計画をつくってください。ただし、有事の際に自衛隊に頼るということではできないのですよ。自衛隊は国土を守るという任務があるのですから、全然違うのです。けれども、この準備体系というのはもう一番勉強しておるところですから、そこでどうあるべきやろうということの指導は受けた方がいいということなのです。

次に、午前中からも出ておるのですけれども、漁業再生支援、これについて私も非常に大きな疑問というのですか、ああ、こんなことかなというふうに思っておるのです。農業の方で同じような支援策が出てきたから、これ漁業でも出てきたのだろうというようなことなのでしょう。これをやはりただ配ってということでは私はもったいないと思うのです。それで、ちょっと佐渡島内で26の漁協ですか、がこれにかか

わっているのだらうと思うのです。そこには今度各集落が絡んできて、そして漁業にかかわる人たちが来るわけです。そうしますと、762ですか、という形での漁業の個数とかかわってくるわけであります。それで、いろいろなことをやっておるのですが、種苗とか体制の改善とかというものをやっておられます。そこで、具体的にちょっと聞かせていただきたいのですが、これ佐渡を4地区に分けておるようです。それで、私の近くの内浦というところで観光定置という具体的に事業名を挙げておるのですけれども、これはどのような計画になっておるか、何か進んでおればその辺のことをちょっと聞かせていただきたいのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） お答えいたします。

具体的に内浦漁協の集落協定で進められておる事業の中に観光定置とのタイアップというお話でございました。確かに事業を持ってございまして実施しているかと思いますが、ちょっと具体的に詳細について大変申しわけございませんが、つかんでおりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 先ほど市長答弁にも、小木航路の支援策に人をふやさなければならぬ、利用者をふやすのだという、そこで修学旅行の誘致などをやりたいと言っていました。ただ、その修学旅行に対する受け入れ態勢ができておるのかというと、なかなかそうでないようにも聞きますので、やはりこういう観光定置というのは非常に有効だと私は思うのですよね。そういう中でこういう事業があるわけですから、こういうものをどういうふうに活用していくのか、体系をどう整えるかということが私は必要だと思うのです。そこで、私はこのものを、そう進んでないだらうと思いつつ聞いていたのですが、案の定進んでないということ。これはやはり追跡というよりも、これはきちっと計画を出しているわけですから、その計画に基づいて進むと。そして、その計画は点検すると。そして、計画どおり進んでおらぬところについては金返してもらおうというところまであるのですから、やっぱりその辺しっかりやっていただくという体制をとっていただきたいのです。できますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） ご指摘のとおり、きちっと徹底したいと思いますが、何分にも、本年度といたしますか、17年度夏以降に実際の事業に取り組んだこともありまして、若干の進行については不十分、私どもの指導といたしますか、あるいは少なかつたかなと思いますので、反省いたしまして、18年度に向けて頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 配りっ放しというのではなくて、点検を含めてやはりいい計画は進んでやっていただくというふうに、まずお願いをしたいと思います。

それから、これ市長にもちょっとお願いしたいのですが、この支援の中で漁場の監視というのがあります。それは、アワビやサザエが盗難に遭うので、そういう不心得者をということで予算をつけて事業があるわけですが、実は昨年私の私どもの観光問題等調査特別委員会のときにもこの話が出てきました。佐渡へ来た観光客の方から、海水浴に行ったのだけれども、監視が執拗に厳しいというか、おまえここで泳いでサザエとってならんぞとか、アワビとってならんぞとか、とっておるのかというぐらいなやりと

りがあって、そして佐渡市にも恐らく苦情が来たのでしようし、観光協会にもいったのでしようし、そういうものがあって、そしてもう二度と佐渡へは行かないというような話を私ども特別委員会のときに聞いたわけです。こうなると逆効果ですよ。ですから、これもやはりきちっとしたルールを決めると。そのときに私ども議論の中で出てきたのは、もう場所を決めて、そしてこの範囲については泳いで、そして貝類があったらとってもいい、魚もとってもいいよという場所を決めたらどうかと。これは、漁協の方々と地先の方々と相談して、そのほかのところは今のようきちっと監視をしてもらおうと。逆にここでは泳いでくれて結構ですと。そして、そういう、例えばアワビがあれば、サザエがあれば、そのある一定のルールの中でとってもいいでしょうというような場所を決めるということをししないと、佐渡へそんなにみんな来なくなるのではないかと。せっかく泳ぎに来てくれ、海はきれいだと言うておるのに、そういう不評を持って帰っていただいたのでは何なりません。これは市長、漁協の方々と直接お話しいただいて、そういうルールづくりをしていただきたいのですが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ことし合併で漁協も19漁協が一つになる予定で、今合併を目前に作業を進めているところであります。恐らく今までなかなかそういうふうにはいかないのは、漁協漁協での間のいろんな利害得失、それぞれ既得権の問題とかそういうものがあつたからではないかと思うのですが、一つになれば大きく提言を受け入れる可能性も出てくるのではないかというふうに思います。今まで漁協に対する提言幾つかありましたけれども、その中の一つとしてやってみる価値があるのではないかと考えていますので、ご意見参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） それでは、これで最後にしますが、先ほど佐渡航路のところちょっと議論して、今課長は私の要求に対して47年からの航路別の収支は出せないという話であつた。これは会社の方で出せなかったということのようなのですが、これ実は佐渡汽船の社長自身が新潟日報の紙上で小木航路は47年からずっと赤字なのですよということを言われておるのです。それで、私はこれ聞いたわけです。実は平成3年から私ども資料をいただいて、小木航路の収支。ところが、平成3年からだけで小木航路へ入れているという赤字分は112億円なのです。こんな高額な金を小木航路には、平成3年からだけです、平成3年からだけで入れておるのです。そうすると、47年からという三十四、五年ですか、その間ずっと赤字であつて、いわゆる収益のある航路から入れてきたということですよ。その間改善をできなかったし、しなかったし、それを少しも行動に移さなかったというのは、これは私は怠慢以上の話だと思つたのです。今私が冒頭で枝葉の議論して言ったのはそこなのです。今この議論をしたってだめなのです。やはりきちっとした基本は何なんだということからやっていただきたいと思つておるのです。私も積算をしてみた112億にはたまげました。こんな大きい金額だとは実は思いませんでした。ですから、そういう状況をやはり踏まえてどう改善するかということで、私はいつも言うように、航路の改革は基本的には本土との格差の是正ですよということをずっと言い続けておるのですが、それからすればもっともったけたの違う金額だと私は思つたのです。本土との航路を改めること、これは佐渡汽船が悪いわけではない。悪いわけではないですけども、そういう負担を島民はし続けておるということです。そういう中で、私はどうこの航路を改善するかということを中心に見詰めているところなのです。ひとつよろしくお願ひ

します。

これで終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で祝優雄君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

浜田正敏君の一般質問を許します。

浜田正敏君。

〔12番 浜田正敏君登壇〕

○12番（浜田正敏君） 佐渡市も誕生2年を過ぎ、4月からはかねてより市長念願の6部長24課で本庁機能も充実され、スタートを切りますが、行政サービスのさらなる向上を期待申し上げながら、私の一般質問を行いたいと思います。

日本経済の活況とは打って変わって、地方はどここの業界も大変厳しい状況にあります。佐渡の経済を取り巻く環境も、今後さらに深刻な事態に陥るのではないかと憂慮するものであります。佐渡の経済にとって大きな影響を及ぼす佐渡汽船の問題を見過ごすわけにはいかないという思いから、平成16年9月議会で問題を提起しましたが、いまだに解決に向かって大きな進展は見られません。この間にも汽船の体力は一段と低下しているのであります。

泉田知事は、去る2月24日の県議会で星野自民党県議の代表質問に対して、航路の維持存続について、去る25日の新聞報道のとおり、広域観光ルートとの観点でも極めて重要な航路と存続に向けた意欲を示しました。また、観光に対して、特区による国外からの富裕層を対象に投資移民を検討しているなど前向きな答弁でもありました。しかしながら、最後の一言、「佐渡汽船は一部上場企業であり、民間企業である」との従来からの逃げの一言が一番私の気になるところであります。

佐渡汽船の平成6年から16年までの11年間の業績によれば、旅客予想人員は約34.5%、自動車の換算予想台数は約30.3%、貨物の輸送トン数は約17.2%、売り上げである営業収入は約31.5%の減であります。また、当期損益では4期が黒字で7期が赤字であります。赤字の合計は約21億、黒字の合計は6億9,000万でありまして、差し引き11億5,000万の舟運の減少を来しております。その内訳を見れば、本来の営業活動による稼ぎでない土地や船の売却による譲渡益で黒字になった年も含めて、平成6年に5%、平成10年に3%、平成11年に5%、平成15年に3%の配当を出してきたのであります。本来であれば再建計画を立てなければならないときであり、債務の償還や内部留保に回すべき状況の中で配当を出してきた経営姿勢は理解しがたいところであります。このような厳しい状況の中で、現在の経営者は、経費の削減のため、役員、職員の減給を始め、その削減に努めてまいりまして、平成13年が2億2,500万、平成14年が6億7,800万、平成15年が5億2,700万、平成16年に見込まれる経費削減は5億900万とありました。島民へのサービスの低下の面では、減便による経費の削減を1億2,000万と試算をしたが、燃料の高騰により1億円が消え、島発の割引の変更により1億円の増収を断行、また航路時間を10分延ばすことにより1億円の

経費削減が行われたと仄聞するが、このことは社員と島民のみが犠牲を強いられているということであり、経費の削減の限界を示すものであります。これ以上は年間2億6,000万ぐらい払っているという県の施設使用料でもまけてもらう以外には見当たりません。

このことについては、我々島民が問題提起する機会が過去に2回ありました。最初は、平成11年10月22日、佐渡汽船からの航路の独占を続けるための生活航路の指定区間という陳情を受け、これを認めたとき。2度目は、15年2月12日からの佐渡航路サービス基準の見直しに関する懇談会において、このままでは倒産するのではとのことで減便が許されたと聞きます。このときも、本来の再建計画では、経済社会においては最初に論じられるべきである債務の問題が見送られました。今回は3度目であります。佐渡市も参加しての小木・直江津航路の今後の進め方の検討事項によりますと、主な検討事項は、運航体制、運賃、経費削減、増収策、運航体制、支援策などとなっております。今回もまた先送りをされようとしています。16年の決算によれば、4億3,600万余りの利息を払っている債務の問題を棚上げしたままでよいのか。宮崎県のあの有名な第三セクターであるシーガイアは、民事再生法による再建を進めております。新潟市においては、事情が違っていたとはいえ、プラーカの整理にたしか100億近い負担を結果として市が付されたとも記憶しております。親会社に当たる新潟県が、佐渡汽船の再建にはそのすべての責任を負うのが経済社会の常識であると考えます。市長は、県に要求すべきではないのか。

また、県的小木・直江津航路のあり方検討会議の中では債務の問題も検討されるのか。その審議経過と見直しについて、また佐渡汽船の経営の実態について市長の見解を伺いたい。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 浜田正敏君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、浜田議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

最初に、小木・直江津航路の輸送状況は、平成3年の56万4,000人をピークに、平成16年に30万5,000人で25万9,000人の減と大幅に減少しているところであります。経営状態についても、ジェットフォイルの運航停止等経費削減を実施したものの、平成16年では約6億6,000万円の単年度損失が生じており、同航路の状況は厳しいというふうに思います。こうした状況を踏まえて、県では関係行政機関や有識者等で幅広く検討するために、小木・直江津航路のあり方検討会議を平成17年11月28日に設置し、運航体制、経費削減、増収策、運営体制、支援策等の検討を行うことになりました。現在幹事会で佐渡航路の収支見込みや経営改善策等を協議を行っているところであります。審議経過は公開しないことになっていますが、3月下旬には幹事会での検討状況を踏まえた中間取りまとめを行いまして、平成18年8月を目途に最終取りまとめを行う予定でございます。この佐渡汽船と航路で結んでいる新潟市、長岡市、上越市とそれぞれ連携して、この対策に当たりましては体験学習の誘致や、あるいはリピーターの確保等による観光客の増加を図り、航路利用促進による増収を行うというふうに考えております。

当然今挙げた支援策のほかに、2014年度に北陸新幹線が金沢に延伸されることに伴いまして、上越市とタイアップして関東や長野方面からの観光客を広域観光ルートで佐渡まで来ていただく方策を進めていただきたいというふうに思っています。市としても積極的に航路利用促進を図っていく所存でありますし、

佐渡汽船においても経費削減については平成13年度から16年までの19億近くを削減することとなっているところではありますが、再度の見直しを行い、経営改善を図っていきたいと思っております。

乗船客が年々減少していく中で、佐渡汽船では収入増や経費削減等の経営改善策を行っておりまして、先ほど申し上げた検討会では自主、自立を中心に協議をしているというところがございます。この推移を見まして一番感じるのは、議員がおっしゃられたように、もうその根本的な問題を解決しないでは立ち入っていかないのではないかということがございます。特におっしゃられた生活航路の指定、それからその指定の解除と申しますか、それを認めたということ、これは非常に大きな転換点でありましたが、当時やはり合併前は佐渡市は10カ市町村ありましたので、担当の市町村が中心になってこの問題に対して対応し、その他の市町村ではそれほどこの問題については問題視されないままに過ぎてしまったということがあります。

また、それで減便の問題になりますれば、今まで指定航路の条件解除をやっぱり安易に認めたということになるわけですが、そのときそのときで理由はありまして、それに対抗するだけの資料を持ち合わせていないというのが自治体の一番の弱みだったのではないかとこのように思います。今回は、ひとつ本格的な議論を進めようということがございますが、佐渡汽船としても我々も本格的に腰を据えて対応するということは、自分たちも汗をかき、血を流して対応しようということがございますが、今までの経緯から、いろいろ議論ありましたとおり、ほかの航路とのきっちり仕切りがはっきりしないままの都合のいいときに都合のいい数字を出したというふうな経緯がありまして、なかなかそれを全部出し切れないのではないかとこのように思います。一番問題は、それぞれ距離、時間が違うはずであるのに同じ料金にしたり、あるいは減価償却は本来であれば路線を分割しない決算であるのに、それぞれに別々に赤字があるというふうに言い出したり、そのこのところをはっきりしていないところがありまして、それ以上踏み込んでもまだきっちりとした数字が提示されているとは言いがたいというところがあります。これはきっちり佐渡汽船に、新しい新体制になりましたわけでありまして、すっきりした数字を出してほしいというふうに我々はきっちり話をしないと、その後の対応も本格的にはならないというふうに見ております。

考えますに、それぞれの距離や時間が違うのであるのに料金は同じ、これは先ほど申し上げましたけれども、例えば新潟両津便の船体検査のときの代替機関としての一定の大きさの船体を予備として小木・直江津航路に配しているというふうなときに、その減価償却をそれでは小木航路だけで持っているのかという問題もあります。その正確な減価償却費の分担がちゃんとカウントされているのかということになると、全くその根拠が我々には見えていないわけでありまして、問題はこれからだというふうに考えております。

いずれにしても、総体として黒字である間はそれほど大きな問題にはならなかったものが、今回は総体で赤字になる。それが続いたと。4期も続くということになれば、当然それぞれの路線の採算について言わなければいかぬわけですが、今の計算をきっちり仕分けをしないで、今回小木だけが赤字だというところに問題があるのではないかと私は考えております。いずれにしても、そのこのところの根本的な論議から始めていかなければ、いつまでたっても論点がぼやけたままになっておりまして、問題の核心に近づかないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 浜田正敏君。

○12番（浜田正敏君） 親松助役に伺います。

あなたは、小木・直江津航路のあり方検討会議という、私に言わせればその名もとの佐渡汽船の再建会議に出席しておられますが、債務処理の問題は議論されますか。私の知り得る限りでは、政府はバブルの不良債権の処理のため、債権回収機構により破綻銀行の債権買い取り資産を5兆5,000億、あわせて銀行に対して10兆4,000億の公的資金を積極的に注入をし、全国的に企業に対する膨大な借金の放棄、我々言わせていただければ棒引きが行われ、景気も回復されたといえます。佐渡汽船もバブルの経営ではなかったのか。私は、すべては経営の問題だという観点でおります。このまま債務を抱えて早期に再建できると考えておりますか。いかが考えますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 親松助役。

○助役（親松東一君） お答えいたします。

この幹事会につきましては、先ほど市長の方からご答弁申し上げましたとおり、審議経過は公開しないことになっているということです。公開はできませんが、一応今ほど浜田議員の方からのお話にありました会社更生法あるいは民事再生法につきましては、公開しないことになっておりますが、まだそこまでの事態にはいっていないのではなかろうかというような私は認識をしております。

さらに、もしこのような法律の適用になるということであると、まず不採算部門の切り捨てというようなことを第一義的に行うというのがこの法の趣旨だというふうに認識しております。そうすると小木・赤泊航路は直ちに切り捨てをするというような結論になるのではないかなというような、これ私個人的な感覚であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 浜田正敏君。

○12番（浜田正敏君） 県は、運賃の割引について受益者負担、すなわち佐渡島民の分は佐渡で負担するようにも言っていると聞きますが、それが事実だとするならば、とんでもない話だと思います。先ほど市長は航路別の運賃の正確さについて言われましたので、その正確さは別といたしましても、両津航路においては平成3年以来11年間でも10億を切る利益を出さなかったことはなかったわけであり。すなわち、それだけの負担をしてきたとも言えるわけで、これ以上の受益者負担はないと思っております。

それから、先ほどの不採算部門ということでもありますけれども、そのことについて私答弁求めませんけれども、その以前に四つの案の中に分社云々があるわけですから、どの形にしても再建の問題を先に片づけないといけないわけで、いずれにしてもそこから先の問題は、どちらのコースを歩もうと私は同じことだと思っております。

それで、商法においては50%を超える株、要するに議決権を所有すれば役員を派遣あるいは選出することが可能であり、子会社といえます。したがって、完全な親会社に当たる県は、役員を派遣し、幹部社員も派遣した上、10%の配当をいただくという権利を行使してきたわけであり。それが従来から佐渡汽船は民間会社であるとの主張を繰り返していることは、県が過半数を所有している弊害がここまで問題を複雑にしたのであり、抜本的改革にとどまらない県は、私は無責任と思っておりますが、市長はどのように思いますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 佐渡汽船の行動によって最終的に市民が迷惑をこうむるとか、そういうことにな

れば市の問題として受けとめさせてもらいたいというふうに思いますが、現在のところはあくまでも佐渡汽船問題というふうに受けとめております。ただ、注意深く見詰めているというふうな状況でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浜田正敏君。

○12番（浜田正敏君） 市長も先ほどこよっと触れましたけれども、この長い間佐渡汽船を使用することはタブーとされてきた歴史もあったと私は理解しています。それは、先ほどのように佐渡が10カ町村であったことも要因の一つであったでしょう。しかしながら、三セクゆえにここまで翻弄されてきた佐渡汽船問題は、歴代の佐渡の政治にかかわってきた方々、リーダーの方々、そして島民にも重い責任があると思います。その意味では、遅まきながら一島一市となった今、市長、あなたを始め我々議会議員は歴史に悔いを残さない、歴史に評価をされる今決断が求められております。今を置いて県に物を申す機会はないと思うのであります。会社更生法であれ云々ということもありますが、私はやはりこれは法的適用をし、再建の80%を棒引きしてもらう以外に本当の意味の再生はないものと思います。支払い金利の軽減のみで16年度決算で4億3,600万の支払い金利でありますから、その80%なら3億4,000万軽減されるわけです。すなわち、減便や島発の割引の経費は2億2,000万でありますから、これを復活してもおつりが来ます。そのことは、すなわち小木・直江津航路の存続も可能にし、むしろ運賃の値下げも可能となり、その波及効果は佐渡の経済を発展させ、結果として佐渡汽船の売り上げも伸びるものと思います。私は、一日も早い決断を県に求めるべきであると思います。もう一度市長に伺いまして、私の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 議員のご提案の佐渡汽船問題について、最終的には今までの再建をある程度棒引きといいますか、そういう形でするように、つまり最終局面に佐渡汽船を追い詰めないと次の展望はないという意見でございます。そこまで至る過程では、先ほど親松助役が述べましたように、別の問題も出るような環境でもございますし、市にどのような方法があるのかと。恐らく単に経費の削減だけで済むのかどうかということも含めて、ある程度大きく踏み込んでこの問題を解決する、そういうふうなドラスチックな対応をしたいというふうに県も言っておりますので、そのところは提案の四つの手法のうちの幾つか、あるいは組み合わせを使うか、そういうことも含めてこれから真剣に検討していくという作業になるというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で浜田正敏君の一般質問は終わりました。

次に、松本展国君の一般質問を許します。

〔1番 松本展国君登壇〕

○1番（松本展国君） ただいま議長より私の一般質問へのお許しがありましたので、既に執行部に提出してあります質問通告書の記載の順に従いまして一般質問させていただきます。

暦も3月に入り、長かった冬にも別れを告げ、どこことなく春の息吹を感じる季節になってまいりました。

さて、3月定例会は当初予算を審議する極めて重みのある定例会であります。当市にあって、市長より平成18年度当初予算が議会に提示されたところでもあります。予算は、政策を金銭で表現したものであり、地域社会のあり方を決定する大変重要なものであります。

ところで、予算を編成して議会に提出する行為は市長のみが持つ強大な権限であり、自らが2年前の市長選挙において掲げた政策としての選挙公約を実現し得る立場に市長はおられます。そこで、市長の選挙

公約と予算についてと題して、簡潔に3点ほど質問いたします。

1、市長就任以来3度目の予算編成を終えて、市長の政策としての選挙公約は何割ぐらい実現することができたのか。

2、限られた財政の中ですべての選挙公約を実現することは困難と思われるが、政策の優先順位はどのような尺度を持って行っているのか。

3、予算が地域社会のあり方を決定するものであるなら、その内容については地域住民の意見が反映される必要がある。予算編成において、地域住民の意見を反映させるためにどのような工夫をしているのか。

次の質問に移ります。2000年4月、地方分権一括法の施行以来、国と地方は対等の立場に置かれてきましたが、残念ながら財政面については、いまだ国の中央集権的な財政統制下に地方は置かれています。その象徴的なものが、全国の市町村のおよそ97%が交付を受けている地方交付税制度であります。しかし、このことは全国の市町村の多くが国によって生かさず殺さずにコントロールされていることを意味します。今多くの自治体が過疎に悩み、自らの自治体経営に行き詰まっている現状を見ると、国による財政統制が決してその地域社会にプラスに作用していないことに気づかなければなりません。この閉塞感を打破するためには、自治体自らが的確な財政分析を行うと同時に、現在の国と地方との財政制度について大胆な改革に切り込んでこそ、21世紀を生き抜く自治体への足がかりを築けるものと確信いたします。そこで、21世紀を生き抜く自治体財政のあり方と題して、簡潔に4点ほど質問いたします。

1、市の予算規模が年々縮小されていくことが予想される中で、義務的経費である人件費、扶助費、公債費の削減は容易ではなく、このままいくと住民へのサービス機関としての自治体の使命を果たせない場合も考えられる。年次ごとに具体的な削減数値を示して、それを達成することを議会や市民に市長として約束できるのか。

2、国庫支出金や地方交付税、交付金等の依存財源に頼る自治体経営は、その地域社会に自立意識が芽生えることはなく、長期的に見るとその地域社会を衰退させてきたと思うが、市長はどのようにとらえているのか。

3、所得税あるいは消費税等の有力な税源を新たに地方に移し、行政サービス、歳出とその費用負担、歳入のあり方を自治体自らの財源と判断において考える仕組みをつくり上げる方が地域の活性化につながると思うが、市長の考えはどうか。

4、このような考えに立っても、佐渡市のような過疎の自治体は、一定の行政水準を維持するために財源不足を来すことも予想される。そこで、新たな財政調整制度を求めて国と交渉していくことが必要となってくるが、それを乗り越えてこそ21世紀を生き抜く自治体財政のあり方が見えてくると思うが、市長の考えはどうか。

最後に、ごみ問題について質問いたします。先般、小中学校を対象とした未来を拓く佐渡のひとづくり支援事業指定校の研究発表会が開かれました。その中で、多くの小中学生がごみ問題を含む環境問題について正面から取り組んでいました。このごみ問題を含む環境問題は、少子高齢問題と並んで21世紀の国民的課題と言われているものであります。将来の佐渡を支えるべき人材がこのような重要なテーマに取り組んでいることは高く評価されるものであり、ますます調査研究に励まれることを期待するところであります。また、ごみ問題については、既に過去の一般質問において取り上げられておりますが、今回は私なり

の視点で問題提起をしてみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

人間は、社会生活を送っていく上で多様な種類の、そして大量のごみを出します。しかし、このことはごみの処理をめぐる施設建設や不法投棄による環境汚染等、常に地域住民との間に紛争を招きかねない極めて厄介なものであることを認識しなければなりません。21世紀の自治体は政策自治体、すなわち問題解決能力を持った自治体を目指さなければなりません。このことは、ごみ問題についても決して例外ではありません。したがって、これからの自治体はごみが増加することを予見して、排出されたごみを処理するという考えではなく、ごみの発生抑制や再利用、再資源化を進め、ごみを適切に管理するという考えに基づかなければならないと考えます。そこで、ごみ有料化の問題点とごみ減量化手段についてと題して、簡潔に4点ほど質問いたします。

1、市民がごみを処理するに当たっては、どのようなルールに従うことになっているか。

2、佐渡市にあっては、どのようなごみがふえて、どのようなごみが減っているのか。ごみ全体の排出量はどうか。

3、ごみを処理するに当たって、市が有料制をとっている理由は何か。

4、ごみ処理の有料化は、ごみの減量化策として有効かどうか、市として調査研究はしているのか。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、松本議員の質問にお答えします。

市長就任以来3度目の予算編成ということでございますが、実は2度目でございますが、いずれにしても佐渡市の行政を担わせていただいてから、これまで8項目の公約を組み直して、毎年度実現に向けた方策等を示してまいりました。一方では、予算措置とともに執行体制についても充実に力を注いでまいりましたが、その何割ぐらい実現することができたのかということでございますが、実質自分の予算を組んでからの実行はまだ1年が過ぎておりません。しかし、その方向性は少しずつ見えたのと見えないのが入りまじっておりますが、特に環境と交流人口という二つの柱をつくってございましたので、環境についてはかなり多くの市民の方々の参加でいろんな動きが活発化しております。同時に、議会の質問等にもありましたように、廃棄物の処理の問題については非常に大きな視点でご質疑いただいたり、あるいはアドバイスをいただいたことによりまして、非常に前へ進む方向性が見えてきたところであります。中にアスベストの問題が起きたりして紆余曲折はございましたけれども、非常に当時に比べれば活発なご議論とその効果のほどが見え出てきたというふうな判断をいたしております。

観光を中心にした交流人口あるいは経済活発化の問題については、具体的には景気は、議員も言われたとおり、国ベースでは、あるいは大都市ベースでは5年間、もう既に非常に景気のいい状態が続いているというふうには報道されておりますけれども、今までの景気の波に比べまして今回はなかなか地方や、あるいは辺地に非常に厳しい景気の動向でございます。特に大企業中心、資本金1億円を境に、それ以上はいいのですが、それ以下になりますと、非常に厳しい状態が依然として続いております。佐渡は大部分が小さな中小企業に属するということもありまして、なかなか明るい灯は見えません。ただ、曲がりなりに

も昨年は社会実験等の効果があったせい、観光客につきましては十数年落ち続けてきた人数がやっと下りてきたかに見えるような動向でございます。当面、注射をすれば効果のある観光などにつきましては、できるだけそのような方向で活性化を図っていきたいというふうに思います。

それから、政策の優先順位等につきましては、それぞれに実現に向けて動いているところでありますが、方法、手段は今の佐渡が置かれている状況を判断して、各種事業の実施に当たっては、市民の望む方向を的確にとらえて、優先する必要があるものから実施をしていくというスタンスでございます。特に新市の建設計画につきましては、それなりのバランスも含めて考えながら実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、予算についてお問い合わせがございました。近年の社会経済環境の急激な変化は、佐渡の各地域においてもやはり同様な状況にあるわけで、どのようにして多様な住民ニーズを的確にとらえて、それをどのような形で施策にまとめて予算に組み上げていくかについては非常に難しい問題であるというふうに思います。その中で地域住民の意見をどのように反映させたかというお問い合わせでございますが、地域住民の代表である議員各位のお知恵をおかりするという事は当然でございますが、それとも並行して住民の皆さん方の意見を聞く会をそれぞれ各地域で行ってまいりました。そのような住民の声をたたき台にして、厳しい財政状況ではありますが、予算編成には反映させてきたつもりでございます。

それから、市の予算規模が年々縮小されていく中で義務経費がなかなか切れない。このままでいくと住民へのサービス機関としての自治体の使命が果たせない場合が考えられると。年次ごとの削減数値を示して、それぞれ達成されることを議会や市民に市長として約束できるのかということでございます。全体的に見まして限られたパイをどういうふうに分け合うかということでございまして、なかなか一挙にというふうにはいかないのですが、それでも方向としては、ご理解いただきますように、小さな政府を維持することによって、ふえ続けるニーズに、複雑化するニーズにこたえたいということでございます。多くの議員からご質問もあるように、余りにも多くの合併によって顕在化した職員の数やむだと思われる経費というものもありますけれども、それも長い佐渡の歴史の中で住民が自ら望んでこういう体制をつくったものでもありますので、できるだけむだを省いて行政改革を進めていきたいというふうに考えています。当然これから事務事業評価、個人的には人事の評価も含めて効率のいい働き方をさせていただくということが根本でございます。

それから、国庫支出金や交付税等依存財源に頼る自治体経営がその地域社会の自立意識を進めてきたのではないかと。長期的に見ると、その地域社会を衰退させてきたと思うが、市長はどのようにとらえているか。そういう一面はありますが、当然こういうふうな僻地であって、我々はただ効率のいい住み方だけをしているところに厚く国の財源が回されるということには反対の立場をとっております。というのは、我々の存在自体が、極端な言い方しますと、島に住むことが経済水域を広げ、国が本来我々に預けた防人機能といいますか、そういうものを我々が十分負担しているという主張をいつも続けているわけでございまして、そうかといって当然それに見合うだけの国の負担も我々は受け取る権利があるというふうに考えております。ただ、その使い方によっては、あるいはその交付される仕組みによってはひもがついていて、我々の本来やりたいこと、あるいは生活に必要なものができないということもございました。そういう意味では議員がおっしゃるとおりのことも中にはありますけれども、これから一層自由な自主財源として、

きっちり国との役割分担の中でそういう資金が下されるべきだと、もらうべきだというふうに考えておりますので、そういう調整機能を持ったその資金を受け取る当然の権利があるというふうに考えております。

その次に、所得税あるいは消費税等の有力な税源を地方に移して、行政サービスとその費用負担のあり方、自治体自らの責任と判断によって行っていく仕組みをつくり上げる方が地域の活性化につながると思うが、どうかということでございます。当然三位一体の改革というのはそれを目的にしておるわけですが、言っていることと実際行われていることが違うというのが一番の問題でございます。具体的には、後でまたご質問にもあるかと思うのですが、実際税源移譲される金額と国庫負担金のカットとは大きく乖離しているものがあります。我々は、権限が先に来て、譲与税が来ない、税源移譲が来ないというふうな形の中で国にしているわけございまして、これからもいろんな機会を通じてその公平な分配について国に主張し続けていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つは、これからの財源不足が予想される中で、新たな財政調整制度を求めて国と交渉していくのが必要になってくるということでございます。今申し上げたとおりでございます。交付税でいいのかどうかは別にして、財源調整機能がなければ我々のハンディのある地域に住む、住んであげているということを言いたいのですが、そういうことに対して当然の見返りが無いわけですから、そういうものについて、今までも特に離島なんかでは過疎も含めて強く言っているわけなのですが、その中でやっぱり自治体財政、それなりの身をスリムにすることとあわせて自己主張をきっちりしていきたいというふうに考えております。

それから、廃棄物の問題についてご説明ありました。この廃棄物の収集や出し方については、市民の協力のもとに分別やリサイクルの促進を続けてきましたけれども、さらに本年度からは白色トレイや廃乾電池の回収とリサイクルを進めます。このごみの有料化の問題点と減量化の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

ごみの有料化の問題点とごみの減量化手段についてということで、まず1番にごみのルールでございますけれども、ごみの出し方につきましては、全戸に配布されておりますごみの分別と出し方というものに従って、決められたごみの集積場所に出していただくことになっております。

なお、現在ごみの分別は大きく分けまして、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの五つに区分されております。さらに、資源ごみにつきましては、瓶、缶、ペットボトルに分けられております。この燃えるごみ、不燃ごみ、資源ごみにつきましては指定の袋に入れて出していただくことになっております。そのほかに、古紙は集団回収をしております。有害ごみの廃蛍光灯ですとか水銀の体温計につきましては、電気店等で回収をさせていただいております。現在これらを合わせますと、細かく分類いたしますと13品目の分別ということになってございます。

なお、1日の平均排出量が30キログラム以上の事業所等に当たりましては、直接クリーンセンターに持ち込みをいただくというようお願いをしております。

次に、ごみの排出量の増減でございますが、16年度のごみ全体の排出量は2万5,500トンという数字で

ございまして、その86%が可燃ごみとなっております。そのほかに古紙が5%、瓶、缶の資源ごみが5%、そして不燃ごみが3%となっております、これが大部分99%までになります。

なお、可燃ごみの内訳でございしますが、紙類がおよそ半分を占めております。そのほかに、生ごみや廃プラスチック類が2割ずつを占めております。

市民1人当たりの排出量は1,012グラムとなっております、15年度と比較しまして88グラム減少しております。

また、ごみの種類別に見ますと、可燃ごみ、不燃ごみが前年に比較しましてそれぞれ10%減少しております。粗大ごみにつきましては25%まで減少いたしました。それに対しまして、資源ごみとして回収しておりますペットボトルが17%、古紙では20%増加しております、リサイクルに対しまして市民の意識が高くなっているということがうかがえるものと思っております。

なお、全体では9%のごみが減量になったということでございます。

続きまして、ごみの有料化の理由でございしますが、佐渡市のごみの有料化は、南佐渡地区は平成8年度から、国仲地区では平成9年8月から、両津地区では平成11年度から行われておりました。有料化の大きな理由といたしましては、ごみ処理に係る経費は基本的に税金で賄われているわけでございますが、ごみの適正処理には多額の経費を要しております、この経費の一部を排出量に応じて公平に負担をしていただくというためのものがございます。

最後に、ごみの有料化がごみの減量化に有効かというお尋ねでございしますが、ごみの有料化による減量に対する有効性につきましては、有料化によりまして市民の皆さんにごみ処理に対するコスト意識を持っていただくこと、これによりまして減量化の効果があるというふうに考えております。

なお、市では今の厳しい財政事情も踏まえまして、他の自治体等も参考にしながら、今後ごみ処理料金の適正化につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 時は3月でございます。新年度への切りかわりも目前に迫っているということもあり、市長におかれましては落ちつかない日々の連続でさぞお疲れのこととご推察申し上げますが、私の一般質問をより有意義なものにするため、しばらくの間おつき合いのほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問通告書の記載の順に従いまして再質問させていただきます。

市長は冒頭、市長就任以来2度目の予算編成だとおっしゃられましたが、おととの平成16年、遅くなりましたが、6月定例会で当初予算を議会に提出されたと思うのですが、それを入れますと平成16年、17年、今回の18年で3度目になると思うのですが、そのところは食い違いございませんか、認識の。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 説明の仕方なのですが、16年度は確かに6月に提出しました。ところが、そのベースになるのはほとんどがそれぞれの旧市町村で旧市町村長が編んだものを提案し、そのまま提案しているわけでございます、そういう意味で2度目というふうに申し上げたわけです。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 2年前の市長選挙において、市長は立候補者として幾つかの選挙公約を掲げておら

れました。そして、今現在市長としておられるわけですが、その選挙公約が市民の皆さんに支持されたことが市長になった一番の要因であるとお考えになっておられますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 基本的にはそうだというふうに理解しています。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） そうしますと、市長の存立の基盤は地域住民の支持ということになると思いますが、したがって市長には市民に示した選挙公約に盛り込んだ理想的な地域社会の実現に向けて努力していくことが大事だと思います。そういう意味では、自らの選挙公約を実現される政治的、道義的責任が市長にはあると判断しているのですが、どういうお考えでおられるのかお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） そのとおりだと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 予算を編成する、財政用語では予算を調製するといいますが、これは第1回目の質問で述べたように、市長のみが持つ強大な権限でありまして、議会には予算の修正というような形でしか権限が与えられていないわけです。実際市長に就任してみて、自らの選挙公約を実現するのはなかなか大変だなお感じになっておられるのではないかと私は考えています。

その原因の一つに、いわゆる増分主義と言われるもので、これは前年度の予算額を出発点として、予算編成部門が各部署から事情聴取をして事業費をふやしたり削ったりする作業を積み重ねて予算をつくり上げています。しかし、このやり方は予算の大幅な組み替えを予定したものでないため、市長の選挙公約を盛り込む余裕は余りないわけですし、今回の合併の一番の目的であった財政改革による財政基盤の強化ということにもなかなかつながりにくいわけです。そこで、前年度予算をゼロにして一から予算を組み立てるという方法もあるわけですが、実はこのやり方は、義務的経費の存在や既に行われている事業の存在もあることなどから実際は難しいと言われていています。しかし、佐渡市にあってはこういうやり方をやろうと思えばやれるのか、しかしやろうとしてもやれないのか、そのところのお話をお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） やってできないことはないと思います。

ただ、特に非常に財政上厳しくなっているのとプロジェクト自体がその全体の総額が少なくなっているとの総体的にプロジェクトの規模が大きくなる。そうすると、やっぱり年次をわたる事業も多うございますので、特に継続事業なんかでは一回ゼロにするわけにもいかないと、今議員がおっしゃったとおりのこともございます。

それと同時に、合併という特殊な事象を引き継いできたということもありまして、当初から各地域や住民に約束したことが非常にたくさんぶら下がっているわけでありまして、そういうものについてはなかなか難しいのですが、そうかといって、これは住民の皆さん方にご理解いただきながら、その先の予定といえますか、大きな姿を見ていただいて、それについて理解をいただいてそこへ真っすぐ進んでいくという形をとらざるを得ないというふうに考えておりまして、いろんな小委員会がつくり上げていく改革の工程表をきっちりこなす、それをこなす前に住民に見ていただくという作業が必要だろうというふうに思いま

す。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） ところで、佐渡市はことし歳出予算を削減したいとして枠配当方式と称するものを採用して、前年に比べ、約39億円余り歳出予算を削りました。その削減の中心となったものが物件費、積立金でありました。この枠配当方式を一言で言うなら、削りやすいところから削るというやり方に私は見えます。しかし、いつまでも物件費や積立金ばかり削っているわけにはいかないわけです。この枠配当方式が財政の健全化に向けて有効な方法かどうか疑問が残ります。来年もこの枠配当方式を採用していくつもりなのか伺います。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ことしは最初の年でもありましたので、不完全な形でありました。本来あるべき配当をきっちりどこに充てるかということを自らの力で自らの判断、今度は各部になりますけれども、自分たちの力でやっていく。それは、施政方針を見ながらそういう施策を自らの力で立てながら、それをきっちり執行部なら執行部にアピールしていく、そのやりとりの中で方向が決まるというふうな仕組みにしたいというふうに思います。来年からの作業につきましては、財政課長から説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

今ほども市長が若干答弁されましたが、基本的に佐渡市の財政を見ますと、一般財源等が減少していきだろろうという見込みは、これは議員も同じ考え方ではないかというふうに想像いたします。そういう中で、どれだけ義務的な経費を削減していくか、これが今年度経常経費の枠配当方式を採用した一つの例であります。特に今後も一般財源が減少していくということになりますと、枠配当方式等の採用というものも当然視野に入れて考えていく必要があるというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 今のお話を聞きますと、義務的経費の削減イコール投資的経費の増大、すなわち財政が健全であるというような考え方は、私は一面的過ぎると考えています。今行っている市の事業の中には、お金をかけている割には余り政策効果が上がっていないものもあると思います。したがって、どういう事業が政策として効果を上げているのか、あるいは上げていないのか、しっかり絞り込む必要があると思います。こういうことができて初めて市の財政が健全であると言えると思います。ことしの予算編成に当たって、こういうことはしっかり吟味したのかどうかお尋ねいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

先ほど枠配当方式という形で申し上げたわけですが、基本的には一般財源で枠配当方式を採用いたしますので、当然その事業の選択についてもメリハリをつけていくと。当然優先的な事業であるかどうか、それから今まで実施してきた事業が本当に今後も効率的に実施する必要があるのかどうか、これは事業評価等の関係もありますので、今後18年度から政策評価等も導入されますので、そうした中で検討されることになろうかと思えます。また、18年度予算編成においては、メリハリのある予算編成ということについては心がけて行ったということを進めてきたつもりであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 予算は地域社会のあり方を決めるものでありますから、その内容については地域住民にわかりやすいものでなければなりません。

ところで、佐渡市はこれからいろいろな政策を実施するため、多くの審議会、委員会を設けて市民の参加を募っていますが、政策の実施に当たってはすべて財政の裏づけを伴うものです。市民が財政についてよく理解できてこそ、市民の中から建設的な意見が生まれてくるものと私は考えているのですが、可決された予算はこの後広報紙に載せて市民に知らせなければならない法的な義務がありますが、市民に一層予算や財政について理解していただくためにもう一工夫する必要があると私は考えておるのですが、市長はどのようなふうなお考えを持っておられるのかお伺いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 去年は、タウンミーティングと称して地域や集落で説明会を開かせていただきました。ことしもその手法は続けますけれども、もちろん、ありきたりではありますけれども、広報紙にわかりやすい形で市民に財政の問題をアピールするように指示しておりますし、インターネットも今度画面を変えました。できるだけそういうメディアを通じてわかりやすく説明する、あるいはCNSもありますので、これはまだ予定はしておりませんが、そういうメディアを通じて市民に告知あるいは理解していただくようお願いしていくつもりです。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） CNSテレビを運営しておりますので、財政課長あたりから佐渡市の予算あるいは財政について一度解説をしていただくというような新しい企画も今後必要になってくるかと思えます。

議員に配られる予算書についても、何人かの議員の皆さんから指摘されているように、議員が予算書について理解を深めるについては、まだまだ私は工夫が足りないと考えています。議員は、市民の皆様から市の行っている事業について聞かれたとき、それについて答えていかなければならないわけですが、その前提として予算書について理解をする必要があります。4月から部制に変わりますが、部署ごとに、仕様としては横冊になっても構わないから、詳しい予算書解説書というようなものをつくれぬものかどうか。職員も自分の担当した予算部門についてはよく理解していても、それ以外の部分について理解している職員は少ないと思うわけです。職員相互が詳細な資料を共有することによって部署ごとの横の理解も深まると思えます。職員がよい仕事をしていただければ、議会から職員が多過ぎると言われなくても済むかもしれません。市長のお考えを承ります。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 詳しくは、また財政課長か総務課長にあれしますが、できるだけ今おっしゃられたように議員各位にも、かつまた職員にもわかりやすい説明をしたいと思えますが、その方向性についてはまだ頭の中に入っておりませんので、もしあれば課長の方から説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

市民の皆さん方に予算の概要等をお知らせする場合につきましては、可能な限りわかりやすくしたいということは私どもも思っております。と言うのは予算では当然専門的な言葉、用語等を使います。そうい

う部分では、市民の皆さん方に理解しづらい部分も当然出てくるのではないかなという事で、そこら辺の図表を使ったり、あるいはイラストを使ったり、そうした部分でわかりやすい情報の提供というものは考えていきたいというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 予算は地域社会のあり方を決定するものでありますから、その内容については地域住民にわかりやすいものであると同時に地域住民の意見が反映されたものでなければなりません。昨年の4月から5月にかけて旧市町村単位で行ったタウンミーティングで、市民から出た意見あるいは要望は本年度予算に反映されているのかどうか。反映されているのであれば、二、三紹介していただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

市民の声が予算の要求に反映されているかということですが、これはそれぞれの主管課の方でいろいろとそうした情報を得て予算要求がされておるというふうに考えておりますので、私の方でどういう要望があったもので、どの程度の予算額が計上されているかということについての承知はしておりません。

ただ、さっき言いましたが、主管課の方では当然市民の要望というものをとらえながら要求されておるというふうに理解しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 予算編成に当たる執行部には、しっかり予算のあり方について十分研究していただきたいと思います。

それでは、次の21世紀を生き抜く自治体財政のあり方について再質問させていただきます。佐渡市の財政力強化に向けて市長としてご苦労されていると思うのですが、義務的経費のうち人件費については諸先輩議員より既に取り上げられておりますので、私は市債について少し質問させていただきたいと思います。多くの自治体が事業に必要な財源不足を補うために地方債、佐渡市の場合は市でありますから、市債ということになりますが、それを発行して資金を調達しております。借りたものは返すのが世の中のルールでありますから、償還、いわゆる返済するときは公債費と呼ばれ、漢字で書けば公の債務と書くように、紛れもなく市が返済義務を負うものであります。この公債費については、その元利償還金のかなりの割合、地方債の種類にもよりますが、多いもので7割から8割国が後年度の地方交付税交付金に算入して面倒を見てくれる仕組みになっています。

ところで、国はこの地方交付税を徐々に減らしていくのだという、こういう政策を見ていると、今は公債費の償還について面倒を見てくれていても、この後当てにならないということも考えられるわけです。この観点からいくと、今から起債に頼らない慎重な財政運営に心がけていかなければならないと私は考えています。予算書を見ると、ことしは昨年に比べ20%近く市債の発行を抑えています。これは私の考えるところと一致するのか、それともただ単純に後年度の公債費の公債負担額を軽減したかったのかどうか、そこを教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

17年度と比較いたしまして18年度の市債等の発行額が抑制をされておるということでありますが、大き

な原因といたしましては、市長の方からの以前答弁もありましたが、地域振興基金の積立金、これ20億あるわけです。その発行が17年度で終わったということでありますので、そうした部分が一番大きい要因であります。

さらに、交付税の補完的な赤字地方債であります臨時財政対策債、これも国の地方財政計画においては9.8%の減額が想定されております。そうした中で抑制をしなければいけない。さらに、事業等の関係で発行する地方債につきましても、今ほど議員がお話のように優良債を発行していきたいということで、できる限り一般単独等の財源裏づけのないものについては抑制をするという方向で進めていきたいということで、前年よりも減額になっておるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 私過去の一般質問で、これから自治体経営のすぐれている地域には人が集まり、逆にそうでないところからは人が去っていくだろうと申し上げたわけです。今回の平成の大合併と言われるもので、全国の市町村のかなりの数が整理されました。そのことによって各自治体の格付が始まるだろうといったわけです。これを財政に置きかえてみますと、財政の健全な自治体は、起債をするにしても安い利息で資金を調達できる。逆に財政の悪いところは高い利息を払わないと資金を調達することができないというようなことも考えられるわけです。いつまでも安い低利の政府資金を借り続けることができるかどうか、今の国の財政状況から見ても疑問があるわけですし、今からこの点にも注意して財政の健全化に努めていく必要があると思うのですが、市長の頭の中にはこういうことも入っておられるのかどうかお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 財政運営するとき、財政の指数だけが目的ではなくて、やっぱり我々は何をしたいかということとをきっちりどうするかというのが一番目的で、その結果予定どおりの指数の変化であれば、当然それはそれで受けとめていって十分大丈夫だと。ただし、その一定の自分たちの計画の中におさまっていないければ、ある意味では政策ではないということになるわけなので、そのバランスといいますか、考え方が大事だというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） それでは、地方交付税について少しお話ししてみたいと思っております。

私は、地域社会の反映には、地域住民が自らの自助努力によって地域社会をよくしようとする継続的な努力が必要であると考えています。今のように交付税等の国に依存する体質は決していい風潮とは私は考えていません。市長は、地方交付税制度について交付金をもらうことは当然と思っておられるのか、それとも当然とは思わないが、今の現状ではやむを得ないと思っておられるのか、どちらなのかお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然自主財源、自分で自由に使えるお金があるというのが第一だと思います。三位一体の改革というのもその過程の改革の一つだというふうに考えておりますし、我々はやっぱり地域が独立して、地域が思う仕事をやっていって地域のためになるということが目的でございますので、交付税のあり方の論議をここですというのはちょっとその場所ではないというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 特にこの交付税制度の雲行きがちょっと怪しくなってきました。国は、合併した自治体には合併前の交付税を保障すると言いながら、平成の大合併というものに一通りのめどがつくと今度は交付税を減らしていくのだという、このような朝令暮改的な政策、朝に発した命令を夕方には変えてしまうというような当てにならない政策は、私は国の態度は厳しく批判されなければならないと考えています。

この朝令暮改に似た言葉に朝三暮四という言葉がございます。市長もどこかでお聞きになったことがあると思います。今の中国に昔宋という国がございました。その宋に狙公という大変猿を飼いならすのに上手な人がいて、あるとき猿の群れに与えるえさを節約するために、えさであるトチの実を朝に三つ、暮れに四つやろうと言ったら猿たちは怒ったので、朝に四つ、暮れに三つやろうと言ったら猿たちが喜んだという寓話であります。これは、言葉巧みに人をごまかすことをいったものです。

ところで、国は三位一体の改革の名のもとに地方交付税や補助金である国庫支出金を削減し、それによって用意のできた財源の一部を地方に移譲するというこの小泉内閣の言う三位一体の改革と朝三暮四のお話はどこか似ていませんか。私は、これは財源移譲という名の泥船だと考えています。膨大な国債残高を抱える国が有力な税源など地方に移譲することなど到底考えられないわけです。このような船に乗ってしまったら、多くの自治体は沈んでしまいます。朝三暮四に出てくる猿は、1日のえさの量が変わらないからまだしも、国主導の三位一体の改革をやられたら、地方を取り巻く財政状況は今よりも悪くなってしまいます。朝三暮四の猿より惨めになりかねません。私は、国主導の三位一体の改革には絶対反対であります。高野市長は、地方六団体の一つである全国市長会のメンバーの一人だと思うのですが、市長会において国の三位一体の改革について発言を求められたらどのようなお考えをお述べになられるのかお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） まだそういうふうな発言の機会はありませんですが、それにしても離島関係あるいは市長会でまとまった要望はいろいろ出しています。我々は、やっぱり一番大事なのは、そういう変化のときにあっても、佐渡島へどこかへ飛んで逃げていくわけにはいかないわけですから、だまされないように、それから我々はやっぱり市民と一緒に生きているわけですから、理解してもらいながら巧みに避けていい道を歩くということをこれだけみんな議会の皆さん方とも議論し合っているわけで、おかげさまでここへ来る過程の中では、非常に財政としては厳しい状態ですが、ほかの市に比べても佐渡市は新潟県の中でもやや真ん中。

ただ一つ、一番気になるのは、いつもご議論いただいているように、自前の税収が非常に少ないという、財政力が弱いということです。ですから、それは来るお金と自分たちが地元からいただくお金のバランスを考えながら、いつも体をやわらかくして対応できるような形にしておくというのが大事だというふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 実は、国の三位一体の改革を持ち出すまでもなく、地方交付税制度が変わりかねない大きな背景ができてしまいました。それは、昨年9月衆議院総選挙において、政府自民党が大都市において議席を伸ばしました。この地方交付税の原資となっているものは、大都市の地域において国税として

集められたものが、一たん国に入るわけですが、今度はそれが形を変えて交付税ということで地方に配分される仕組みになっています。

ところで、これから少子高齢社会がやってまいります。これは、税によって支えられる人と、税によって支える人のバランスが崩れることを意味します。すなわち税を支えている生産年齢人口の一定の層が減少することを意味します。そのことによって、1人当たりの税の負担額が大きくなってまいります。今までは、税金を納めれば後はお上にお任せと言っておられたわけですが、税金が高くなってくると、納税者意識が高くなって政治に無関心ではおられなくなってくるわけです。もし大都市の住民から、大都市で集めた税金は大都市に住む人のために使うのだと、地方に分け与える必要はないといった場合、政府自民党のこれに正面から反論することは、私は難しいと考えています。

昨年の10月、本市の行政改革推進委員であられる新潟大学の田村先生が講演を行いました。その中で、今回の総選挙を境に大都市の自治体と地方の自治体の対立の時代に入ると言っていたわけです。しかし、先生はあえて遠慮されたのか、その先のことは言わなかったわけです。しかし、私は佐渡市の議員でありますから、あえて嫌なことも言わなければならない。今から10年前、佐渡市が一つになると思った人は少なかったと思います。しかし、今現実の一つになって動いています。これから10年先、今の地方交付税制度を中心とした財政制度が大きく変わっていないとも限らないわけです。将来佐渡という地域に生きる人々のために今何をすべきか、それが政治家の責務であります。そして、その中には市財政の健全化ということも当然入ってこなければいけないと私は考えています。市長は、どのようなお気持ちでおられるのかお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今松本議員が言われたように、都民の偏在というのは非常に最近著しいものがあるという実感は当然しております。都市へ人口も、例えばやはりその地域の力というのは人口に正比例するわけですから、そうすると都市の人口がふえていけば減ってくる、過疎地の人口が落ち込むのは当然でございまして、それに正比例して都民がシフトするということです。ですから、それを都市からどうやって田舎へ還流するかというのが一番大事で、その中の一つが観光であろうというふうに思いますし、もう一つは、この間から申し上げているように、地域から出ていった人たちに自分たちが離れた田舎を考え直してもらおうという、この二つは非常に大事な施策の中の大きなウエートを持ってくるのではないかとこのように思います。

我々も当時、今から3年前はこれほどまでとは思いませんでした。しかし、考えてみますと、雪崩現象と言っていいほどその動きは大きくなっておりまして、もう一つは当初は、先ほども申し上げたように、景気がよくなって得られた富は地域にも満遍なく流れ込んでくるというふうな仕組みだったのが三位一体の改革を契機に、あるいは今回の景気回復の国のいろんな手段が大都市、それから大企業を中心に動くようになってきました。何とかこれを還流させるような施策が佐渡にとっては一番大事でありますし、僻地にとってはどこも同じように大事だと。そうすると、今度は地域間格差の是正のための競争が始まっていくわけです。これは当然そういうふうな施策を、先ほどから議論もあるように、その政策論争、政策がそういうふうな地域の活性を決めると。地域間競争があつて結果が出てくるというふうな時代になりました。それを職員にはいつも申し上げているのですが、それに勝つにはきっちりとした仕組みづくりが必要であ

ると同時に人材の育成が必要だということになってくるわけでごさいます、話は長くなりますが、そういう意味で、もう一回申し上げますと、都市へ向かった富を地域に還流させるための施策、これが非常に大事だということでごさいます。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 交付税が来なくなったら一定の行政サービスができなくて不安であるという前に、まず今の国と地方との財政制度について根本的に私はまず改めていく必要があると考えているわけです。今全想定総額の配分は、国税が3分の2、地方税が約3分の1であるのに対して、国、地方を合わせた歳出総額は、逆に国が3分の1、地方が3分の2となっております。いわゆる仕事の量とそれを支える税源の割合が逆転しておるわけです。自治体が地域において重要な役割を果たすに足りるだけの自主財源が与えられていないということに問題があるわけです。現在国税となっている所得税あるいは消費税等を新たな地方の財源にすることによって、今のように国から幾ら交付金があるのか、あるいは補助金が幾らもらえるのかというような国の顔色をうかがいながら予算編成をしなければならないような今の現状からお別れをすると、まずはそういう方向を目指すべきではないかと私は考えています。今の国と地方との税体系に切り込んでこそ、依存財源に頼る居眠り自治体から私は脱却できると考えていますが、私のこのような考えは間違っているのかどうか、市長の方から市長の考えの基準でひとつ答えていただきたいと思えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今松本議員がおっしゃられたのは、現在地方六団体が国とのやりとりの中で、ことし18年度最後の三位一体の改革ですが、その過程で、惨敗したとは言いませんけれども、一つの方向は出てきたのだろうと。財政的には非常に苦しくなったけれども、自主財源に近いものを少しは獲得したと。今度は交付税の改革が始まります。19年度からまた3年だと思のですが、そのときにどういうふうな闘い方するのかというのは、県、それから市町村あわせて一緒になって闘ってもこのような状態でありまして、しかしそれはそれなりに以前に比べて、私は以前のことはよくわかりませんが、それにしてもかなり活発に国とのやりとりをしているという形跡がよく見えています。もちろん新聞やメディアに載っていますから、その方向は、そうかといってその間に行政がパンクしては始まりませんので、身を小さくする行政改革は自ら行いながら、それから行政や、議員の方々もそうなのですが、やはり我々は佐渡市としてきっちり中を固めて外にきっちり向かっていく、そういうふうな政策の立案能力とその実行能力を持つ市づくりにぜひご協力いただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 今私が述べたような立場に立っても、佐渡市のような過疎の自治体は一定の行政水準を維持するために財源不足を来すことも考えられるわけです。そういう意味では、新たな財政調整制度をめぐって国と交渉していかなければならないかもしれません。しかし、今のような最初から交付税あるいは補助金ありきの依存財源に頼ることによって、自治意識の低迷によって地域社会の衰退の道をたどるか、それとも自らの財源と責任において自治体を経営することによって地域の政治意識を高め、そのことによって地域活性化の足がかりを築ける方向を目指すべきか、交付税や補助金は、自治体にとって薬にもなれば毒にもなりかねない二面性を持つものと私は考えています。市長におかれましても、この点を考慮してよく研究していただければ幸いです。

最後に、ごみ問題について質問いたします。先ほど市がごみの有料制をとっているのは施設の維持の財源に充てるのだとおっしゃられました、どうもその考えに私は少し疑問が残ります。住民に税金あるいは有料制を課すこと、そこには本来は行動者の変化は予定していないのが普通なわけです。例えば消費税を課することによって消費を手控えてもらいたいとか、所得税を課することによって勤労意欲が減退するとか、あるいは体育館を建てた、その利用料を取る、それは体育館の維持管理に充てたいということで、税金をもらう方にすれば、住民の行動の変化は予定していないわけですが、環境問題は逆にごみを有料化した、市の財源に充てたいというなら、ごみをどんどん出してくれという理念になります。むしろ有料制をとることによってごみを減量化する、そこには行動者の変化を予定していなければならぬと思うのです。どうも私はその環境保健課長の考えが基本的に私と違うのですが、ごみを減量化していただくために有料制をとるのではないのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今議員ご質問のとおり、ごみの減量化を最終の目的として有料化というものを図るものでございます。ただ、結果として施設ごみ処理費に相当多額の費用を要しているということから、そういうことに対してのやはり一定の負担をお願いするというところでございます。

なお、ごみの有料化につきましては、国でも廃棄物処理法に基づきますその基本方針の中で経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、それとまた排出量に応じた負担の公平化ということにつきまして、住民の意識を改革していただくということのために一般廃棄物処理の有料化を推進すべきであるという基本的な方針が定められておまして、国としてもその廃棄物処理の原則有料化という方針を打ち出しているところでございまして、市としましてもそれに基づいているということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 市民がごみを減量化しやすい手段あるいは受け皿を整備していかないと、有料制をとったからといって直ちにごみの減量化には結びつかないと考えていますが、そのところの認識はできていますか。市民がごみを減量化しやすい手段や社会的な受け皿をきちんと整備しておかないと、ごみの量は減りませんよと言いたいわけです。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

市民が減量化しやすい仕組みづくり、体制の整備というご質問でございますが、当然のことながら、これは処理をする側の責任といたしまして、その処理を適切に行う、そしてまたそれがリサイクルとして回って、また減量化、そしてまた使う、リサイクルに回るといったその仕組みづくりにつきましても積極的に考えていかなければならないと思っておりますし、そのように対応しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番(松本展国君) 不法投棄物についてお尋ねします。佐渡市の不法投棄物は、ふえているのか減っているのかお尋ねします。

○議長(浜口鶴蔵君) 大川環境保健課長。

○環境保健課長(大川剛史君) 佐渡市の不法投棄物がふえているか減っているかというご質問でございますが、実はこれ非常に量的な問題としてはとらえにくい問題でございます。過去から蓄積された不法投棄物というものがまだなくなっていない状況、そしてまた新たな投棄につきましてもやはりあるということで、その増減につきましては詳しくはわからない状況だろうと思っております。

ただ、皆さん不法投棄について非常に高い関心をお持ちでいらっしゃるということから、不法投棄につきましては当然のことながら少なくなっているのではないかというふうにごちらの方ではとらえたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長(浜口鶴蔵君) 松本展国君。

○1番(松本展国君) ごみの有料制をとっていることが不法投棄を誘発する原因になっていないかどうか、そここのところの検証はできていますか。

○議長(浜口鶴蔵君) 大川環境保健課長。

○環境保健課長(大川剛史君) お答えいたします。

ごみの有料化によって不法投棄が増加することにならないかというご質問でございますが、佐渡市の場合、先ほどお答え申し上げましたとおり、普通ごみの有料化は既に7年から10年経過してございまして、現段階でそのごみの有料化によりまして不法投棄が増加したか、または減少しているかといった関係については、残念ながらそこまでとらえている状況ではございません。

ただ、最近でございますと、平成13年4月から家電リサイクル法という法律が施行されまして、冷蔵庫ですとかテレビですとかいった処理及び運搬費用にお金がかかるということになりました。例えば冷蔵庫ですと一つ当たり6,000円ぐらいの処理コストがかかることになりました。このため、全国的に見ますと不法投棄につながったという状況になったわけでございますけれども、次第に制度が理解され、現在は不法投棄件数も落ちついているという状況になってございますので、そういう状況を見ますと、有料化によって一時は不法投棄が増加する傾向はあると思われませんが、徐々にそういうものは落ちついていくというふうにご考えられるかと思っております。

以上でございます。

○議長(浜口鶴蔵君) 松本展国君。

○1番(松本展国君) 施政方針を読むと、不法投棄監視員体制を強化するとありますが、何名ぐらいで年にどれぐらい活動する予定ですか。

○議長(浜口鶴蔵君) 大川環境保健課長。

○環境保健課長(大川剛史君) お答えいたします。

不法投棄監視員につきましては、17年の9月から選任をいたしまして活動をしていただいております。現在12名の方に活動していただいておりますわけですが、18年度からは10名増員いたしまして22名の方に活動していただくと。各地区複数体制で対応していただくというふうにご考えております。最低月2回程度不法

投棄の現場等の、また地区内の監視というものをやっていただくということで監視員の方にはお願いしているところがございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） この広い佐渡にありまして、理念としては不法投棄の防止であっても、実際は不法投棄物を発見して回収するという事後処理になりませんか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

不法投棄監視員の活動が事後処理だけにならないかというご質問でございますけれども、私どもとすれば当然不法投棄対策というものは未然防止というものが当然主たるものだろうと思っております。不法投棄監視員、数は少のうございますけれども、当然その監視員の方が活動していらっしゃるということを市民の方が十分理解いただき、そして市民の方がそれぞれの行動、モラルに、はね返していただいて不法投棄はしない、そしてまた地区ごとに地域の中で不法投棄を許さないというような意識を持っていただくということが重要だろうと思っております、できる限りその事後対策ということに中心を置かないような対応をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） それでは、最後の質問にします。

特定することはできない不法投棄者によって私人の所有地が汚染された場合、この人が法的に救済される道はありますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

不法投棄によりましてその私有地が汚染等された場合、その原因者が特定されない場合に救済される措置があるかというご質問でございますが、これは原因者が特定される、もしくはされた場合でもその資力がなような場合、もしくは特定されないような場合、行政代執行という措置をとることがございます。これは、行政がその原因者にかわってそういう汚染された土地の回復、もしくは投棄されたものの撤去作業、これを行うということでございまして、ケースによりまして、そういう対応を図られる場合も、廃棄物処理法の制度でございますが、そういう措置をとるということも場合によってはあるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 快適な環境の保全是、人間が人間らしい生活を送る上で不可欠な前提であります。佐渡市の環境政策が全国の自治体の手本となるよう、今後一層研究されることをお願い申し上げて、私の一般質問終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で松本展国君の一般質問は終わりました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 4時32分 散会